

## 2021年度事業計画書（案）

自 2021年 4月 1日  
至 2022年 3月31日

### I 概況と基本方針

1. 2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月並びに翌年1月の2回にわたり「緊急事態宣言」が発令される等、国内・国外の社会・経済ともに非常に厳しい環境であった。このため、7月に東京オリンピック・パラリンピックが開催予定であったが1年延期されることとなった。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は開始されたが、罹患者数は高止まりの傾向にあって、収束の目途は立っておらず、このことから国内・国外の社会・経済ともに予断を許さない厳しい状況にあると推測される。

2. また、世界的なSDGsの取組や脱炭素化の流れの中、昨年10月に菅総理によるカーボン・ニュートラル宣言を受け政府は、「グリーン成長戦略」を策定する等、ガス業界を始めエネルギー産業は本格的なビジネスの転換を迫られることとなった。

3. コミュニティガス事業にあっては上記の他に、人口の減少傾向や少子高齢化に加え、消費原単位の減少等、引き続き構造的に厳しい環境下にある。

このような中、協会は、2020年度に節目となる設立50周年を迎えた。本年度は、コミュニティガス事業の次のステップとなる重要な年度と認識し、向後50年に向けたあり方を模索しつつ普及促進策を検討する。

### II 事業の概要

上記の基本認識のもと、本年度の事業計画は、国際的なSDGs（持続可能な開発目標）の考え方も考慮のうえ策定し、コミュニティガス事業においては、次に掲げる諸目標が該当すると考えられることから、会員事業者においては、それらの目標も考慮し業務遂行するよう会員事業者への周知・啓発を図るものとし、以下の諸事業を実施する。

- ・ SDGs目標7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」
- ・ SDGs目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」
- ・ SDGs目標11「住み続けられるまちづくりを」
- ・ SDGs目標13「気候変動に具体的な対策を」

#### 1. 新型コロナウイルス感染症への対応

##### (1) 国からの要請への対応

協会の業務及び会員事業者に係る国からの要請があった場合には、速やかに会員事業者へ周知し、啓発する。

(2) 理事会、委員会等への対応

感染拡大防止のため、内容に応じ、リモート会議システム又は書面審議を積極的に利用して開催する。参集しての開催が必要な場合には、十分な感染防止策を講じた上で開催する。

(3) 協会主催の講習会への対応

協会が主催する各種講習会については、開催予定時期における感染の流行を鑑み、開催する場合には、十分な感染防止策を講じた上で実施する。

また、登録調査員再講習会及びPE管配管作業資格者再講習会については支部の状況及び講習対象者の利便性も考慮し、2020年度と同様に自宅学習方式又は資格有効期間の延長により引き続き対応する。

(4) その他

新型コロナウイルスによる感染状況を踏まえ、必要な対応が求められる場合には、その対応内容を検討し、周知・要請する。

## 2. 新ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

ガス小売全面自由化5年目となり、旧一般ガスの大手3事業者も経過措置が解除される見込みとなっている。新ガス事業制度はほぼ定着したと思われるが、ガス事業法遵守のため、引き続き、会員事業者に対し講習会・協会HP等を通して周知及び支援を行う。

(1) ガス事業法における規制や手続等の周知徹底

- ① コミュニティーガス事業における、ガスの小売営業に関する指針や確実な行政報告及び手続等について、引き続き周知を図る。
- ② 改正ガス事業法に係る手引書やQ&Aなどを作成し、会員事業者の理解を深める。
- ③ ガス事業制度検討WG等、関係諸会議をフォローし、必要に応じ対応する。
- ④ コミュニティーガス事業における技術・保安の規制内容に関し、必要に応じ、会員事業者へ周知・啓発する。
- ⑤ 技術・保安の図書類の改訂を実施し、必要に応じ、会員事業者へ周知・啓発する。

(2) 経過措置料金規制が課された団地への継続的な対応支援

経過措置料金規制が課された団地については、料金算定等の支援に加え、指定解除のための競争関係報告の作成など、引き続き会員事業者を支援する。

## 3. 将来の検証作業等に向けた対応

今後見込まれる検証作業や制度見直し等に向け、制度運営の実態や問題点を把握する等、必要な調査・検討を行う。

## 4. 次期ガス安全高度化計画の周知・啓発

2021年度よりスタートする次期ガス安全高度化計画（以下「ガス安全高度化計画」という。）について、保安講習会等の機会を通じて会員事業者として引き続き取り組むべきアクションプラン及び新たに設けられたアクションプラン等について周知・啓発する。

また、当該計画に新たに盛り込まれる大規模な台風・豪雨等に対する諸対策を考慮した内容を加味した「災害対策マニュアル（仮称）」の策定を目指す。

## 5. ガス事故防止対策

会員事業者に対して、ガス安全高度化計画の諸対策の確実な実施について保安講習会や保安関係諸運動を通して周知・啓発を行うとともに、以下に示す事故の撲滅を目指して保安の確保に努めるよう啓発する。

### (1) 特定製造所におけるヒューマンエラー事故防止

供給支障事故の原因の一つでもある配送管理者・配送担当者間の相互確認ミスについては自社のみならず委託先の従業員も含めた訓練の徹底等、実践的な教育を保安講習会等の機会を得て会員事業者に要請するほか、ガス安全高度化計画のアクションプランに示された保安教育の再徹底についても会員事業者に要請し、啓発する。

### (2) 他社工事における事故防止

ガス安全高度化計画のアクションプランに示された他工事業者への啓発活動強化策に沿うことを目指し、経済産業省作成の周知チラシの活用等を保安講習会の機会等を得て会員事業者に周知・要請する。またこれに合わせて、例年国から発出される「建設工事等におけるガス管損傷事故防止について」を会員事業者へ周知し、類似事故の防止を啓発する。

### (3) 導管工事における事故防止

火傷や酸欠等の人身事故防止を目指し、適切な施工管理と施工方法の選択と実践を保安講習会等の機会を得て会員事業者に要請することに加え、ガス安全高度化計画のアクションプランに示された人身事故の主原因である着火リスクを考慮した取組に注力する。

### (4) 消費機器に係る事故再発防止

- ① 消費機器に係る事故を防止するため、保安業務規程に基づき消費機器に係る保安業務の確実な遂行に関して保安講習会等を通して会員事業者に要請する。
- ② 不完全燃焼防止装置が付いていない消費機器については、需要家に対して安全型機器への取替を引続き要請するとともに、引続き警報器類の設置促進を図る。
- ③ BF式風呂釜の異常着火事故に対しては、保安向上キャンペーン等のツールを活用して需要家への正しい使用方法の周知を継続するほか、最新型機器への買い替えの要請を引続き実施する。
- ④ 上記の他、ガス安全高度化計画のアクションプランに示された業務用厨房における事故防止対策の検討についてが、随時周知・啓発する。

## 6. 保安関係諸運動の展開

### (1) 保安点検検査推進運動（運動期間：通年）

保安向上キャンペーン運動期間を重点期間とし、ガス工作物の点検・検査体制の再点検及び自社・協力会社の従業員の保安教育・訓練実施について、ポスター掲示等によるキャンペーンを行い、確実な保安点検検査の意識向上に努める。

(2) 「ガスと暮らしの安心」運動（運動期間：9月から11月まで）

ガス需要期を前に経済産業省の後援のもと、お客様に対してガス展等を通して、①ガス機器の正しい使い方の周知、②安全型機器の普及等を図るべく、ポスター掲示、チラシ配布、説明会等によるキャンペーンを（一社）日本ガス協会と協調して行う。

(3) ガス警報器等設置促進運動（運動期間：通年）

ガス警報器工業会と連携し、引き続き警報器全般（ガス警報器、CO警報器及び火災警報器）の設置に関し、ポスター掲示によるお客様への周知及び保安講習会等を通して、ガス事業者への啓発を行い、普及促進に努める。

(4) 保安向上キャンペーン（運動期間：6月から8月まで）

供給部門における他社工事に起因するガス事故件数が多い割合を占めること並びに導管工事におけるガス事故では死傷者が発生するケースがあることから、その再発防止として、他社工事事業者への事前照会の徹底や導管工事における適切な工事管理の徹底等に関するツールを作成し、社内保安教育又は保安講習会等を通して広く啓発することにより、保安の向上に努め、事故撲滅を図る。

## 7. 経年管対策及びガス工作物の維持管理

(1) 経年埋設管の計画的改修

① 事業者資産の導管改修

既に相当程度に対策が進められ、残存する多くの経年管は大手・中堅事業者が保有しており、今後も一定の進捗が期待できるが、引き続き的確なリスク評価に基づく優先順位付けと、導管損傷の殆どがネジ継手部であった東日本大震災等の教訓も踏まえ、耐震性をも考慮した計画的な改修を進めるよう促す。

② お客様資産の内管改修

i) 経年埋設内管を抱えるお客様に対し、内管改修への理解と協力を得るべく、計画的な工事の事前通知とともに、チラシ等による丁寧な説明により折衝するよう、各事業者に要請する。

ii) 公営住宅に係る導管（本支管・供内管）に関しては、地方自治体の厳しい財政状況下ではあるが、保安確保の立場から優先的に対策を推し進めるよう、国の広報支援も活用して地方自治体に要請・折衝するよう促す。

(2) ガス工作物の維持管理

引き続き、保安規程に定めるガス工作物の巡視・点検・検査を適確に実施し、ガス工作物が技術基準に適合するよう維持管理に努めること、また、その際にはサイバーセキュリティ対策についても確実に実施することを要請する。

また、今後加速することが予想される「スマート保安」技術の導入等によるガス工作物の維持管理等について国、関係団体等との検討に参画するとともに、必要に応じ会員事業者へ当該技術の導入に関し周知・啓発を行う。

## 8. 防災体制の整備・充実

### (1) 自然災害への対策

- ① 近年では台風・豪雨等による甚大な被害をもたらす自然災害の発生頻度が高まってきていることから、昨年度に引き続き、過去の大規模自然災害における対応事例並びに「地震防災対策マニュアル」、更にガス安全高度化計画の災害対策に係るアクションプランに基づき、保安講習会等を通して会員事業者にも更なる自然災害への対策の推進を要請する。
- ② 「地震防災対策マニュアル」として地震や津波又は液状化に対するマニュアルを示しているが、前述の台風・豪雨等への対策についても保安の確保に資するよう引き続き検討し、「災害対策マニュアル（仮称）」の策定を目指す。

### (2) 防災体制の整備と防災訓練の実施

- ① 過去の震災等の教訓を踏まえ、自然災害に係るハザードマップに基づき、事業者、地域防災会、支部及び本部が一体となった防災体制の再確認を行うとともに、確実な連絡・通信手段の確保等、連絡体制の整備について、引き続き周知・要請する。
- ② 会員事業者、地域防災会及び支部が一体となった防災訓練を実施する。実施にあたっては、引き続き、形式的なものとすることなく、段階的に錬度を上げる等、不測の災害に適切に対応できるよう啓発する。

## 9. 経営基盤の強化

人口減少・少子高齢化さらに省エネルギー政策の進展により、調定件数や単位使用量が減少傾向にある中で、関係団体とも連携して情報提供を行い、ガス需要の確保や積極的な機器販売への取組み等を促す。また、必要に応じポスター・チラシ等を作成配布し、コミュニティガス事業の周知を図る。

### (1) 収益基盤の強化

- ① 日本ガス体エネルギー普及促進協議会（コラボ）等に参加して、業界を横断した活動について情報提供するとともに、ガス需要開発に資するセミナー等への参加を促す。  
また、レジリエンス強化が求められる中、国が普及促進を図るエネファームについて、エネファームパートナーズやコージェネ財団等から得た情報を提供するとともに、「台所・お風呂の川柳」事業に引き続き協賛し、認知度向上を図る。
- ② 建替・リフォーム時のガス需要の確保に資する提案やガス機器販売促進を図るため、国の支援事業として年々広まっている省エネ住宅「ZEH」等の情報を提供する。
- ③ 新たなコラボレーションの検討。

### (2) コミュニティガス事業の普及促進

- ① コミュニティガス団地が、クリーンな原料を用いてレジリエントな街を形成しており、またLPガスの配送効率化に寄与し、SDGsの達成や地球温暖化につながる温室効果ガスの排出をゼロにする「脱炭素社会」の実現に貢献していることを周知・広報する。
- ② 会員事業者による顧客接点強化活動の推進支援。

- ③ 全国に広がるコンパクトシティ構想関連等、コミュニティーガス事業の新たな採択につながる情報提供を行う。

#### 10. 行政施策に対する協力及び関係団体との連携

- (1) 行政当局の施策やそれに伴う要請等に対処・協力し、会員事業者に対する周知を図る。
- (2) (一社)全国LPガス協会、日本LPガス協会、(一社)日本ガス協会、(一財)日本ガス機器検査協会等の関係団体の活動に委員を派遣する等、必要な連携協力を行う。
- (3) G&Eみらい企業年金基金の普及促進を支援するため、協会報「コミュニティーガス・ニュース」への定期的なPR記事の掲載、説明会の場の設定等の協力を行う。

#### 11. 表彰等

- (1) ガス保安功労者表彰の受賞候補者を選考し、経済産業省に推薦する。
- (2) 協会活動を通じて顕著な功労のあった者等を対象として表彰を行う。
- (3) 永年に亘り協会事務局の業務に精励した者を対象として表彰を行う。

#### 12. 協会運営と広報活動

- (1) 業務の効率化を推進するため、電子決済を導入する。
- (2) 現在のコロナ禍等を含めた不測事態に対処するため、リモート会議の更なる推進を図る。
- (3) 協会報「コミュニティーガス・ニュース」を作成・配布して、タイムリーな情報の収集・提供に努める。
- (4) “コミュニティーガス”の認知度の向上を図るため、ホームページの一層の充実を図り、会員事業者及びお客様に対し、タイムリーな情報を提供するとともに理事会等資料の電子媒体化をさらに推進する。
- (5) 業界専門紙等に対する的確な情報の提供を図り、広くコミュニティーガス事業の魅力やトピックスのアピールに努める。
- (6) 事務局長会議を通じ、本支部間の連携を密にし、一体感のある協会運営を図る。

#### 13. 協会設立50周年に関する対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止または延期とした記念事業を下記のとおり実施する。

- (1) 記念表彰  
2021年6月に開催する定時総会時に実施する。
- (2) 記念講演  
2021年6月に開催する定時総会時にリアル及びリモート配信等で実施する。
- (3) 50周年史  
2021年9月末を目途に「コミュニティーガス事業50年の歩み（仮題）」を発刊する。

(4) 記念品

正・準・賛助会員事業者に配布できるよう準備する。

以 上



(国連HPより)

## 2020年度決算見込及び2021年度収支予算書(案)〔本部単独分〕について

## 1. 2020年度決算見込〔本部単独分〕

2021年度の収支予算を作成する前提として2020年度決算見込を作成した。

12月までは実績、1～3月は見込みにより見積った結果は、別紙1のとおり。

なお、正味財産期末残高は、325,634千円となった。

## 2. 2021年度収支予算書(案)〔本部単独分〕

予算案作成にあたっては、収益に見合った費用とし、別紙2のとおり2021年度事業計画の実施に必要な適正な費用の織り込みに留意したところ、以下のとおり。

## I. 一般正味財産増減の部

## 1. 経常増減の部

経常収益計	285,069千円
経常費用計	308,008千円
当期経常増減額	-22,939千円

## 2. 経常外増減の部

経常外収益計	0千円
経常外費用計	0千円
当期経常外増減額	0千円

当期一般正味財産増減額	-22,939千円
一般正味財産期首残高	307,963千円
一般正味財産期末残高	285,024千円

## II. 指定正味財産増減の部

受取第三者被害見舞金基金拠出金	0千円
当期指定正味財産増減額	0千円
指定正味財産期首残高	17,671千円
指定正味財産期末残高	17,671千円

III. 正味財産期末残高	302,695千円
---------------	-----------

## 正味財産増減計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(本部見込)

(単位・千円)

科 目	当年度予算	当年度決算見込	差異	備考
<b>I、一般正味財産増減の部</b>				
<b>1、経常増減の部</b>				
<b>(1) 経常収益</b>				
基本財産運用益	5	5	0	銀行利息
特定資産運用益	4	4	0	"
受取入金	0	30	30	
正会員受取入金	0	30	30	入会金
準会員受取入金	0	0	0	"
賛助会員受取入金	0	0	0	"
受取会費	232,513	233,492	979	
正会員受取会費	231,799	232,778	979	会費
準会員受取会費	30	30	0	"
賛助会員受取会費	684	684	0	"
事業収益	43,800	38,043	-5,757	
講習会収益	1,000	0	-1,000	PE管トレーナー講習会
登録料収益	0	0	0	PE管資格登録料
出版事業収益	42,800	38,043	-4,757	頒布品収入
その他収益	3,323	17,093	13,770	
受取利息	1	4	3	銀行利息
広告料収益	3,292	2,838	-454	協会報、会員名簿広告料
雑収益	30	14,251	14,221	未払金精算他
<b>経常収益計</b>	<b>279,645</b>	<b>288,667</b>	<b>9,022</b>	
<b>(2) 経常費用</b>				
事業費	115,355	97,997	-17,358	
調査研究費	670	94	-576	業務調査研究費用等
資格登録費	0	0	0	PE管資格登録費
広報費	9,003	6,846	-2,157	ポスタ、需要開発普及促進費、コラボ等
広報誌発行費	1,604	1,622	18	協会報発行費
講習会費	1,000	0	-1,000	PE管トレーナー講習会
出版原価	26,200	21,942	-4,258	頒布品印刷
防災関係費	0	0	0	防災訓練費用
第三者被害見舞金給付費	1,000	0	-1,000	第三者被害見舞金
表彰費	2,150	1,582	-568	表彰費用
記念事業費	0	0	0	記念事業費用
その他事業費	0	0	0	他団体の補助的業務
会議費	1,143	26	-1,117	業務、技術委員会等
役職員給与	39,964	36,381	-3,583	職員、出向給与
退職給付費用	1,895	1,909	14	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	5,437	5,629	192	社会保険料等
通信費	3,194	3,142	-52	郵送料等
旅費交通費	1,570	248	-1,322	地方委員会、支部講習会出張旅費等
渉外費	744	30	-714	委員会懇親会等
図書費	686	472	-214	業界紙購読料
消耗品費	100	106	6	事務用品等
印刷費	421	130	-291	コピーチャージ、コピー用紙代等
減価償却費	3,756	4,075	319	事務機減価償却
備品費	0	0	0	事務備品
事務所賃借料	7,780	7,766	-14	事務所家賃
事務機費	3,984	3,905	-79	事務機器リース、保守料等
事務所管理費	282	239	-43	事務所光熱費等
租税公課	360	0	-360	消費税他
加入団体会費	230	230	0	他団体会費
雑費	22	25	3	銀行振込手数料等
雑損失	2,160	1,598	-562	頒布品除却

科 目	当年度予算	当年度決算見込	差異	備考
管理費	<b>55,397</b>	<b>44,650</b>	<b>-10,747</b>	
総会費	3,651	940	-2,711	定時総会
会議費	5,372	197	-5,175	理事会・新春懇親会等
会員名簿発行費	1,680	1,637	-43	会員名簿作成費用
教育研修費	1,480	0	-1,480	事務局長会議
役職員給与	25,311	24,366	-945	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費用	1,752	1,784	32	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	4,758	5,085	327	社会保険料等
通信費	531	609	78	電話代、郵送料等
旅費交通費	3,336	2,017	-1,319	支部総会、地方理事会旅費
渉外費	400	234	-166	歳暮、中元等
図書費	5	2	-3	図書等
消耗品費	77	43	-34	事務用品等
印刷費	205	95	-110	コピーチャージ、コピー用紙代等
減価償却費	1,320	1,432	112	事務機減価償却
備品費	10	87	77	事務備品
事務所賃借料	2,734	2,740	6	事務所家賃
事務機費	1,167	1,701	534	事務機器リース、保守料等
事務所管理費	816	908	92	事務所光熱費等
租税公課	140	93	-47	消費税等
加入団体会費	89	89	0	他団体会費
雑費	563	591	28	銀行振込手数料等
雑損失	0	0	0	
配分金	<b>120,699</b>	<b>118,168</b>	<b>-2,531</b>	
入会金配分金	0	15	15	入会金支部配分金
会費配分金	120,699	118,153	-2,546	会費支部配分金
予備費	1,000	0	-1,000	
<b>経常費用計</b>	<b>292,451</b>	<b>260,815</b>	<b>-31,636</b>	
<b>当期経常増減額</b>	<b>-12,806</b>	<b>27,852</b>	<b>40,658</b>	
<b>2、経常外増減の部</b>				
<b>(1) 経常外収益</b>				
基本財産評価益	0	0	0	
固定資産売却益	0	0	0	
固定資産受贈益	0	0	0	
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>(2) 経常外費用</b>				
基本財産評価損	0	0	0	
固定資産売却損	0	0	0	
固定資産除却損	0	0	0	
災害損失	0	0	0	
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>-12,806</b>	<b>27,852</b>	<b>40,658</b>	
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>280,111</b>	<b>280,111</b>	<b>0</b>	
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>267,305</b>	<b>307,963</b>	<b>40,658</b>	
<b>II、指定正味財産増減の部</b>				
受取第三者被害見舞金基金拠出金	0	3	3	
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	
<b>指定正味財産期首残高</b>	<b>17,668</b>	<b>17,668</b>	<b>0</b>	
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>17,668</b>	<b>17,671</b>	<b>3</b>	
<b>III、正味財産期末残高</b>	<b>284,973</b>	<b>325,634</b>	<b>40,661</b>	

収支予算書 (案)

別紙 2

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(本部)

(単位・千円)

科 目	2021年度予算	前年度決算見込	増減	備考
<b>I、一般正味財産増減の部</b>				
<b>1、経常増減の部</b>				
<b>(1) 経常収益</b>				
基本財産運用益	5	5	0	銀行利息
特定資産運用益	4	4	0	"
受取入会金	0	30	-30	
正会員受取入会金	0	30	-30	入会金
準会員受取入会金				"
賛助会員受取入会金	0	0	0	"
受取会費	232,159	233,492	-1,333	
正会員受取会費	231,445	232,778	-1,333	会費
準会員受取会費	30	30		"
賛助会員受取会費	684	684	0	"
事業収益	50,000	38,043	11,957	
講習会収益	1,000	0	1,000	PE管トレーナー講習会
登録料収益	0	0	0	PE管資格登録料
出版事業収益	49,000	38,043	10,957	頒布品収入
その他収益	2,901	17,093	-14,192	
受取利息	1	4	-3	銀行利息
広告料収益	2,870	2,838	32	協会報、会員名簿広告料
雑収益	30	14,251	-14,221	未払金精算他
<b>経常収益計</b>	<b>285,069</b>	<b>288,667</b>	<b>-3,598</b>	
<b>(2) 経常費用</b>				
事業費	132,556	97,997	34,559	
調査研究費	670	94	576	業務調査研究費用等
資格登録費	0	0	0	PE管資格登録費
広報費	9,342	6,846	2,496	ポスト、コホ、需要開発普及促進費等
広報誌発行費	1,547	1,622	-75	協会報発行費
講習会費	1,000	0	1,000	PE管トレーナー講習会
出版原価	29,000	21,942	7,058	頒布品印刷
防災関係費	0	0	0	防災訓練費用
第三者被害見舞金給付費	1,000	0	1,000	第三者被害見舞金
表彰費	1,450	1,582	-132	表彰費用
記念事業費	15,700	0	15,700	記念事業費用
その他事業費	0	0	0	他団体の補助的業務
会議費	1,143	26	1,117	業務、技術委員会等
役職員給与	40,543	36,381	4,162	職員、出向給与
退職給付費用	1,377	1,909	-532	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	5,497	5,629	-132	社会保険料等
通信費	3,624	3,142	482	郵送料等
旅費交通費	1,520	248	1,272	出張旅費等
渉外費	724	30	694	委員会懇親会等
図書費	495	472	23	業界紙購読料
消耗品費	91	106	-15	事務用品等
印刷費	208	130	78	コピーチャージ、コピー用紙代等
減価償却費	3,872	4,075	-203	事務機減価償却
備品費	0	0	0	事務備品
事務所賃借料	7,119	7,766	-647	事務所家賃
事務機費	3,267	3,905	-638	事務機器リース、保守料等
事務所管理費	255	239	16	事務所光熱費等
租税公課	360	0	360	消費税等
加入団体会費	230	230	0	他団体会費
雑費	22	25	-3	銀行振込手数料等
雑損失	2,500	1,598	902	頒布品除却

科 目	2021年度予算	前年度決算見込	増減	備考
管理費	<b>53,900</b>	<b>44,650</b>	<b>9,250</b>	
総会費	3,426	940	2,486	定時総会
会議費	5,164	197	4,967	理事会・新春懇親会等
会員名簿発行費	1,680	1,637	43	会員名簿作成費用
教育研修費	510	0	510	事務局局長会議
役職員給与	23,350	24,366	-1,016	職員、出向（新技術部長285万）
退職給付費用	1,707	1,784	-77	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	5,348	5,085	263	社会保険料等
通信費	514	609	-95	電話代、郵送料等
旅費交通費	2,819	2,017	802	支部・地方理事会旅費、定期代等
渉外費	330	234	96	歳暮、中元等
図書費	5	2	3	図書等
消耗品費	62	43	19	事務用品等
印刷費	159	95	64	コピーチャージ、コピー用紙代等
減価償却費	1,907	1,432	475	事務機減価償却
備品費	10	87	-77	事務備品
事務所賃借料	3,506	2,740	766	事務所家賃
事務機費	1,659	1,701	-42	事務機器リース、保守料等
事務所管理費	1,002	908	94	事務所光熱費等
租税公課	120	93	27	消費税等
加入団体会費	89	89	0	他団体会費
雑費	533	591	-58	銀行振込手数料等
雑損失	0	0	0	
配分金	<b>120,552</b>	<b>118,168</b>	<b>2,384</b>	
入会金配分金	0	15	-15	入会金支部配分金
会費配分金	120,552	118,153	2,399	会費支部配分金
予備費	<b>1,000</b>	<b>0</b>	<b>1,000</b>	
<b>経常費用計</b>	<b>308,008</b>	<b>260,815</b>	<b>47,193</b>	
<b>当期経常増減額</b>	<b>-22,939</b>	<b>27,852</b>	<b>-50,791</b>	
<b>2、経常外増減の部</b>				
<b>(1) 経常外収益</b>				
基本財産評価益	0	0	0	
固定資産売却益	0	0	0	
固定資産受贈益	0	0	0	
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>(2) 経常外費用</b>				
基本財産評価損	0	0	0	
固定資産売却損	0	0	0	
固定資産除却損	0	0	0	
災害損失	0	0	0	
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>-22,939</b>	<b>27,852</b>	<b>-50,791</b>	
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>307,963</b>	<b>280,111</b>	<b>27,852</b>	
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>285,024</b>	<b>307,963</b>	<b>-22,939</b>	
<b>II、指定正味財産増減の部</b>				
受取第三者被害見舞金基金拠出金	0	3	-3	
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>-3</b>	
<b>指定正味財産期首残高</b>	<b>17,671</b>	<b>17,668</b>	<b>3</b>	
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>17,671</b>	<b>17,671</b>	<b>0</b>	
<b>III、正味財産期末残高</b>	<b>302,695</b>	<b>325,634</b>	<b>-22,939</b>	

2021年度収支予算書(案)〔本支部合算〕について

2021年度の収支予算を作成する前提として、本支部の2020年度決算を見積ったところ(12月までは実績、1～3月は見込み)、正味財産期末残高は 641,887 千円となった。

本部単独分に10支部部分を合計した2021年度の収支予算案は、以下のとおりである。

I. 一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部

経常収益計	418,145 千円
経常費用計	437,726 千円
当期経常増減額	-19,581 千円

2. 経常外増減の部

経常外収益計	0 千円
経常外費用計	0 千円
当期経常外増減額	0 千円

当期一般正味財産増減額	-19,581 千円
一般正味財産期首残高	624,227 千円
一般正味財産期末残高	604,646 千円

II. 指定正味財産増減の部

受取第三者被害見舞金基金拠出金	0 千円
当期指定正味財産増減額	0 千円
指定正味財産期首残高	17,660 千円
指定正味財産期末残高	17,660 千円

III. 正味財産期末残高	622,306 千円
---------------	------------

## 収支予算書(案)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(木・支部合計)

(単位・千円)

科 目	2021年度予算	前年度決算見込	増減	備考
I、一般正味財産増減の部				
1、経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	10	8	2	
特定資産運用益	6	7	-1	
受取入会金	20	105	-85	
正会員受取入会金	0	45	-45	入会金
準会員受取入会金	0	0	0	〃
賛助会員受取入会金	20	60	-40	〃
支部特別受取入会金	0	0	0	〃
受取会費	275,959	279,014	-3,055	
正会員受取会費	231,445	232,778	-1,333	会費
準会員受取会費	1,662	1,707	-45	〃
賛助会員受取会費	3,864	3,840	24	〃
支部特別受取会費	38,988	40,689	-1,701	〃
事業収益	139,247	110,177	29,070	
講習会収益	78,581	62,852	15,729	講習会収入
登録料収益	559	245	314	PE管資格登録料
出版事業収益	60,107	47,080	13,027	頒布品収入
その他収益	2,903	17,095	-14,192	
受取利息	3	5	-2	銀行利息
広告料収益	2,870	2,838	32	名簿、協会報広告
雑収益	30	14,252	-14,222	未払金精算他
経常収益計	418,145	406,406	11,739	
(2) 経常費用				
事業費	292,475	237,960	54,515	
調査研究費	837	217	620	業務技術調査費
資格登録費	97	83	14	PE管資格登録費
広報費	11,237	7,429	3,808	保安ポスター、コラボ、普及促進費等
広報誌発行費	1,547	1,622	-75	協会報
講習会費	26,362	20,143	6,219	講習会会場費用等
出版原価	29,640	22,608	7,032	頒布品印刷
防災関係費	1,674	351	1,323	防災訓練費用
第三者被害見舞金給付費	1,000	0	1,000	第三者被害見舞金
表彰費	4,637	4,159	478	表彰費用
記念事業費	18,400	1,265	17,135	周年記念事業費
その他事業費	0	0	0	他団体の補助的業務
会議費	2,501	734	1,767	業務、技術委員会等
役職員給与	102,322	97,813	4,509	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費	4,488	4,361	127	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	15,682	15,836	-154	社会保険料等
通信費	9,037	7,996	1,041	郵送料等
旅費交通費	6,444	1,974	4,470	出張旅費等
渉外費	2,153	669	1,484	委員会懇親会等
図書費	1,169	1,147	22	業界紙購読料
消耗品費	1,087	931	156	事務用品等
印刷費	1,928	1,423	505	コピー機関係
減価償却費	6,924	5,703	1,221	事務機減価償却
備品費	141	4	137	備品購入
事務所賃借料	19,423	19,965	-542	事務所家賃

科 目	2021年度予算	前年度決算見込	増減	備考
事務機費	9,090	9,915	-825	事務機器リース、保守料等
事務所管理費	2,658	2,568	90	事務所光熱費等
租税公課	4,670	4,009	661	消費税等
部会等助成費	3,000	3,000	0	地区ブロック会費
加入団体会費	238	238	0	他団体会費
雑費	1,523	160	1,363	派遣社員費用等
雑損失	2,566	1,637	929	出版物除却損
管理費	144,251	118,700	25,551	
総会費	10,311	1,901	8,410	定時総会
会議費	11,352	2,131	9,221	理事会・新春懇親会等
会員名簿発行費	1,945	1,901	44	会員名簿作成費用
教育研修費	645	3	642	事務局長会議
役職員給与	58,311	59,599	-1,288	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費用	3,267	3,248	19	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	12,661	12,550	111	社会保険料等
通信費	2,644	2,598	46	電話代、郵送料等
旅費交通費	12,114	8,389	3,725	地方理事会、支部総会旅費等
渉外費	2,561	1,363	1,198	歳暮、中元等
図書費	388	341	47	図書購入
消耗品費	735	649	86	事務用品等
印刷費	1,302	1,040	262	コピー機、用紙代等
減価償却費	4,399	2,605	1,794	事務機減価償却
備品費	96	110	-14	備品購入
事務所賃借料	11,017	10,232	785	事務所家賃
事務機費	5,068	4,903	165	事務機器リース、保守料等
事務所管理費	3,323	3,161	162	事務所光熱費等
租税公課	493	466	27	消費税等
加入団体会費	150	150	0	他団体会費
雑費	1,469	1,360	109	銀行振込手数料等
雑損失	0	0	0	
予備費	1,000	0	1,000	
経常費用計	437,726	356,660	81,066	
当期経常増減額	-19,581	49,746	-69,327	
2、経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
基本財産評価益	0	0	0	
固定資産売却益	0	0	0	
固定資産受贈益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
基本財産評価損	0	0	0	
固定資産売却損	0	0	0	
固定資産除却損	0	0	0	
災害損失	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	-19,581	49,746	-69,327	
一般正味財産期首残高	624,227	574,481	49,746	
一般正味財産期末残高	604,646	624,227	-19,581	
II、指定正味財産増減の部				
受取第三者被害見舞金基金拠出金	0	3	-3	
当期指定正味財産増減額	0	3	-3	
指定正味財産期首残高	17,660	17,657	3	
指定正味財産期末残高	17,660	17,660	0	
III、正味財産期末残高	622,306	641,887	-19,581	

入会の承認について(2020年1月から2021年2月度)

NO	年月	区分		会員 種別	事業者名	登録 年月日	登録 地点数
		支部					
1	2020/1	東	北	正	サーラエナジー(株) 仙台支店	2019年11月27日	318
2	2020/1	関	東	正	サーラエナジー(株)	2019年11月27日	2,092
3	2020/1	東	海	正	サーラエナジー(株)	2019年11月27日	11,478
4	2020/2	関	東	正	サーラE&L静岡(株)	2019年11月25日	210
5	2020/2	中	国	正	(株)カロスアウラ	2017年4月1日	420
6	2020/3	東	海	正	サーラE&L名古屋(株)	2019年11月25日	632
7	2020/3	近	畿	正	福井都市ガス(株)	2017年4月1日	359
8	2020/4	北	海	道	賛助	新コスモス電機(株) 札幌営業所	
9	2020/4	北	海	道	賛助	リンナイ(株) 北海道支店	
10	2020/4	北	海	道	賛助	(株)パロマ北海道支店	
11	2020/4	東	北	正	全農東北エネルギー(株)	2017年4月1日	201
12	2020/4	東	北	正	山形ガス(株)	2017年4月1日	1,023
13	2020/4	関	東	正	セントラル石油瓦斯(株)	2017年4月1日	6,308
14	2020/4	関	東	正	(株)藤森プロパン商会	2019年4月22日	143
15	2020/4	北	陸	正	イワタニセントラル北陸(株)	2017年4月1日	1,613

## 入会の承認について(2020年1月から2021年2月度)

NO	年月	区分		会員 種別	事業者名	登録 年月日	登録 地点数
		支部					
16	2020/4	近	畿	正	イワタニセントラル北陸(株)	2017年4月1日	367
17	2020/4	近	畿	正	福井県農業協同組合	2017年4月1日	81
18	2020/4	中	国	正	晴れの国岡山農業協同組合	2017年4月1日	1,430
19	2020/5	北	陸	正	北日本物産(株)	2017年4月1日	214
20	2020/9	近	畿	準	全国農業協同組合連合会 滋賀県本部		
21	2020/10	近	畿	正	長浜市プロパンガス 事業協同組合	2017年4月1日	152
22	2020/10	近	畿	正	大陽日酸エネルギー(株) 関西支社	2017年4月1日	566
23	2020/10	近	畿	正	全農関西エネルギー(株)	2020年8月14日	2,457
24	2021/2	九	州	正	西部瓦斯長崎(株)	2020年12月28日	10,851
25	2021/2	九	州	正	西部瓦斯佐世保(株)	2020年12月28日	5,184
26	2021/2	九	州	正	西部瓦斯熊本(株)	2020年12月28日	5,727

2020年1月から2021年2月 退 会 員 名

年月	区分 支部	会員 種別	事 業 者	代 表 者	〒	所 在 地	摘 要
2020/1	東 北	正	ガステックサービス㈱ 仙台営業所	代表取締役 鳥居 裕	440-8531	愛知県豊橋市駅前大通1-55	組織変更
2020/1	東 関	正	ガステックサービス㈱	代表取締役 鳥居 裕	440-8531	愛知県豊橋市駅前大通1-55	組織変更
2020/1	東 海	正	ガステックサービス㈱	代表取締役 鳥居 裕	440-8531	愛知県豊橋市駅前大通1-55	組織変更
2020/2	東 関	正	㈱常総ガス	代表取締役 稲葉 博	300-2701	茨城県常総市若宮戸664	事業譲渡
2020/2	中 国	正	㈱東備環境	代表取締役 吉国 光和	701-4276	岡山県瀬戸内市長船町服部467-2	吸収合併
2020/3	東 北	正	いしのまき農業協同組合	代表理事組合長 松川 孝行	986-0815	宮城県石巻市里5-1-12	事業譲渡
2020/3	東 北	正	山形ガス燃料㈱	代表取締役社長 中村 豊兵衛	990-2446	山形県山形市白山2-7-1	事業合併
2020/3	東 関	正	中央セントラルガス㈱	代表取締役社長 児玉 孝志	103-0027	東京都中央区日本橋2-3-4	事業合併
2020/3	北 陸	正	イフタニ北陸㈱	代表取締役社長 大下 積久	921-8831	石川県野々市市下林4-567	事業合併
2020/3	近 畿	正	イフタニ北陸㈱	代表取締役社長 大下 積久	921-8831	石川県野々市市下林4-567	事業合併
2020/3	近 畿	正	福井企業局	福井市企業管理者 谷澤 正博	910-8522	福井県福井市大手3丁目13番1号	事業承継
2020/3	中 国	正	松江石油㈱	代表取締役社長 飯盛 勝	690-0001	鳥根県松江市東朝日町136-2	液石事業へ
2020/3	中 国	正	岡山西農業協同組合	代表理事組合長 石我 均	713-8113	岡山県倉敷市玉島八島1510番地1	事業合併
2020/3	中 国	正	倉敷かさや農業協同組合	代表理事組合長 三木 恭次	710-0807	岡山県倉敷市西阿知町1040-5	事業合併
2020/3	中 国	正	勝英農業協同組合	代表理事組合長 内藤敏男	707-0003	岡山県美作市明見172-2	事業合併
2020/3	九 州	賛助	㈱協成 福岡支店	福岡支店 支店長 樺田 峰治	812-0051	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭4-1-31	本社方針のため
2020/4	北 海 道	正	ハローガス共栄㈱	代表取締役社長 山口 芳弘	007-0042	滝川市泉町2-8-8	事業承継
2020/4	東 関	準	(株)藤森プロパン商会	代表取締役 杉山 忠昭	399-8205	長野県安曇野市豊科4903-1	準会員から正会員へ

2020年1月から2021年2月 退会員名

年月	区分 支部	会員 種別	事業者	代表者	〒	所在地	摘要
2020/4	近畿	正	若狭農業協同組合	代表理事組合長 宮田 幸一	917-0241	福井県小浜市遠敷8-8-1	事業承継
2020/4	沖縄	準	大平ガス(株)	代表取締役 金城 靖	901-2113	沖縄県浦添市大平1-20-5	事業計画の変更
2020/5	北陸	正	㈱リビング金沢	代表取締役 澤木 邦博	920-0806	石川県金沢市神宮寺2丁目29番15号	事業承継
2020/5	北陸	正	野々市農業協同組合	代表理事組合長 西村 信夫	921-8834	石川県野々市中林5丁目1番5	事業廃止
2020/5	中国	正	(有)前田漂商店	代表取締役 前田 毅	719-1111	岡山県総社市長良452-5	破産
2020/6	関東	準	東亜ガス(株)	代表取締役 田邊 利雄	241-0001	神奈川県横浜市旭区上白根町725	供給予定がなくなった為
2020/6	近畿	正	㈱南井商店	代表取締役 南井 嘉紀	520-3043	滋賀県栗東市林41	事業譲渡
2020/7	東海	正	㈱ハタノ	代表取締役社長 竹内 達	485-0012	愛知県小牧市小牧原新田1781-1	事業合併
2020/7	近畿	正	大林ガス(有)	代表取締役 林 道広	673-0024	兵庫県明石市南王子町2-1	事業譲渡
2020/9	東北	正	物産石油ホームライフ岩手(株)	代表取締役社長 稲葉 勝	020-0611	岩手県滝沢市菓子1031-5	経営統合
2020/9	東北	正	日通商事㈱仙台支店	執行役員仙台支店長 及川 和彦	983-8686	宮城県仙台市宮城野区苦竹3-1-1	事業譲渡
2020/9	関東	正	㈱蕪木燃料店	代表取締役 蕪木 克美	351-0011	埼玉県朝霞市本町1-7-8	事業譲渡
2020/9	近畿	正	全国農業協同組合連合会 滋賀県本部	生活燃料部 部長 前田 善範	520-2331	滋賀県野洲市小篠原大岩山5-2	事業譲渡
2020/10	近畿	正	長浜シティガス(株)	代表取締役 清水 岩徳	526-0064	滋賀県長浜市殿町5-1	事業譲渡
2020/10	近畿	正	紀勢協和液化ガス(株)	代表取締役 平野 重幸	647-1103	和歌山県新宮市南松枝648-32	事業合併
2020/10	近畿	正	大陽日酸ガス&ケルティン(株)	代表取締役社長 財満 正憲	550-0013	大阪府大阪市西区新町4-17-10	事業譲渡
2020/10	沖縄	正	㈱寄川商会	代表取締役 寄川 俊男	906-0015	沖縄県宮古島市平良字久良1068	事業譲渡
2020/11	東北	正	日本瓦斯株式会社	代表取締役社長 和田 真治	151-8582	東京都渋谷区代々木4-31-8	事業譲渡

2020年1月から2021年2月 退 会 員 名

年月	区分 支部	会員 種別	事 業 者	代 表 者	〒	所 在 地	摘 要
2020/11	東 関	正	榊藤田液化燃料	代表取締役社長 藤田 泰章	325-0056	栃木県那須塩原市本町6-14	事業廃止
2020/11	東 関	正	塩尻市農業協同組合	代表理事理事長 西村 泰博	399-0731	長野県塩尻市大門六番町3-56	事業合併
2020/12	北 東	準	全国農業協同組合連合会 宮城県本部	県本部長 大友 良彦	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉1-16-3 JAビル別館5階	事業移管
2020/12	東 関	正	榊若林	代表取締役 若林 博純	320-0052	栃木県宇都宮市中戸祭町823	事業譲渡
2020/12	東 関	正	榊小林燃料店	代表取締役 小林 泉	386-0404	長野県上田市上丸子1651-2	事業譲渡
2021/1	東 関	正	清水方又産業㈱	代表取締役 清水 裕次	339-0057	埼玉県さいたま市岩槻区本町5-6-35	事業譲渡
2021/2	東 関	正	沼津酸素工業㈱	代表取締役社長 仲田 敏道	411-0904	静岡県駿東郡清水町柿田954	事業廃止
2021/2	東 関	正	榊小長井治郎商店	代表取締役 赤津 欣弥	254-0016	神奈川県平塚市東八幡1-8-29	事業廃止



任期中役員の辞任について

標記について、役員（理事）には、下記のとおり辞任の届出があった。

記

2020年10月30日付

辞任

理事

薄井 誠司

かもめガス(株)

取締役副社長

以上

電力・ガス取引監視等委員会 第45回制度設計専門会合 議事概要

1. 日時：2020年2月10日（月）15：00～15：20（ガスのみ）

2. 場所：経済産業省本館17階第1～第3共用会議室

3. 出席者（委員）

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、  
新川委員、武田委員、辰巳委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー・ガス）

大浦 夏樹 JXTGエネルギー株式会社 ガス事業部 部長  
佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長  
沢田 聡 一般社団法人 日本ガス協会 専務理事  
松井 毅 大阪ガス株式会社 代表取締役 副社長執行役員  
（代）後藤 和彦 一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 業務部長  
下堀 友数 資源エネルギー庁 ガス市場整備室長

4. 議題（ガスのみ）

- ・ガス導管事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について

5. 意見等

事務局から

「一般ガス導管事業者の体制整備」について

- 2022年4月施行の改正ガス事業法では、ガス導管事業者の中立性を確保することによりガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するため、情報の目的外利用の禁止・差別的取扱いの禁止に上乗せする形で、ガス導管事業者が以下の3つの体制整備等を行うことを義務付ける。

- ① 情報を適正に管理するための体制整備
- ② 業務の実施状況を適切に監視するための体制整備
- ③ その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

具体的な内容について省令で規定することとされているので、その詳細について議論願いたい。また、これらを具体化した10項目を定め、「執務室の物理的隔絶」「システムの論理的分割」「監視部門の設置」の3項目については負担が大きくなることからメーター取付数30万個未満の一般ガス導管事業者には義務付けない。

事務局提案のまとめ

- 一般送配電事業者並の体制整備義務を課す事業者の基準は、ガスメーターの取付数が30万個以上の一般ガス導管事業者としてはどうか。
- 基準に該当しない一般ガス導管事業者については、法的には執務室の物理的隔絶等負担の比較的大きいと考えられる体制整備を求めないものの、ガイドライン上望ましい行為として位置付け、その状況について、事業監査を通じ確認することとしてはどうか。
- なお、特定ガス導管事業者の体制整備については、本日の議論も踏まえ、次回以降検討する。

#### 委員等から

- 新規参入者から一般ガス導管事業者の行いについて、問題行為の疑いがあると監視等委員会に通報があり、義務付けを外していたからだと分かってきた場合には、義務付けの対象外と位置付けることに無理があることや、基準そのものについて修正を加える検討に入るべきと考える。それを前提で通常の業務監査を行っていただきたいと考える。
- 中立性の確保は求められていることを十分認識した上で、疑念を抱かれるような行為を避けるように対象外の事業者も注意していただきたい。
- 体制整備について、最低限ここまではやるという義務を省令レベルで規定する構造になっているので、一部必須の条件にしないまでも代替的な方法で中立性確保のところを補うという視点は必要になる。それが分かるような省令の文言の規定にして頂きたい。
- 都市ガスを拡大することが大前提にあり、30万個を超えると余計な規制が掛かってくるから努力はしないということがあるならば反対の方向になるので、上場・非上場、メーター数30万個だけでなく他の要素を絡めて線引きをしたら良いと考える。
- 競争の実態が変わってくれば、30万個を切ったところでも対応を求めるようにしたらよいと考える。
- 代替措置として託送業務に携わる従業員に一筆求める（情報を適切に管理する、目的外に利用しない等、定められているがそれについて遵守することの確認を求める。）ということもあると考える。中小事業者にコストは掛からないし、消費者にもコストが転嫁されることは無いので検討に値すると考える。
- 都市ガス事業者大手3社の規模が突出しており、8割の事業者が従業員100名以下との特徴がある。事務局案はガス事業者の様々な実態や特徴を捉え体制整備義務には一定の基準を設けるといった整理をなされたと受け止めている。事業者は中立性の確保と需要家利益に繋がる効率性の追求を両立させるために、適切に対応を図っていくと考えている。

#### 事務局からの回答

- 体制整備の項目を義務付ける基準として、上場企業を要件にとのご指摘があったが、適正な競争関係の観点からガス事業者の一般的な規模を表すメーター数を採用するのが適切ではないかと考えている。

(9頁の)①⑦の体制整備についての代替措置の義務がかからなかった事業者についても設けていくことを進めていくべきではないかのご意見については、③や⑨の規定の中で事業者の判断で設けていくといったことも有ると思われる。ガイドラインにおいて①②⑦の項目を措置することを望ましい行為として位置付けるわけだが、その際に代替措置を含めて沿って行くことが望ましいと記載することも考えられるので、その様な方向で検討していきたいと考えている。

#### 座長

- 委員の意見と事務局案が一致していることと、事務局の提案に異論がないことから原則事務局案の通りとしてすすめ、取り纏めの際に全体を通じて確認をすることとしたい。

以上

電力・ガス取引監視等委員会 第46回制度設計専門会合 議事概要

1. 日時：2020年3月31日（月）15：00～15：20（ガスのみ）

2. 場所：経済産業省本館17階 国際会議室

3. 出席者（委員）

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、  
新川委員、武田委員、辰巳委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー・ガス）

川口 恭寛	JXTGエネルギー株式会社	ガス事業開発グループマネージャー
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社	取締役副社長
沢田 聡	一般社団法人 日本ガス協会	専務理事
松井 毅	大阪ガス株式会社	代表取締役 副社長執行役員
下堀 友数	資源エネルギー庁	ガス市場整備室長

4. 議題（ガスのみ）

- ・ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について

5. 意見等

事務局から

「特定ガス導管事業者に課す体制整備の詳細」について

- 特定ガス導管事業者及び一般ガス導管事業者は、いずれも公平に利用されるべきガス導管を取り扱う事業者であり、両者に求められる中立性は同等のものと考えられることから、特定ガス導管事業者においても、一般ガス導管事業者と同様の体制整備義務を課すことが適切と考えられる。
- 体制整備義務を課す事業者の基準につき、両者で異なる基準を設ける合理的な理由はないと考えられ、法的分離の対象となる事業者を定める基準についても、一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者で同一の基準となることが想定されている。

（参考）

- ① 建物を小売・製造等と共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと情報を適正に管理するための体制整備。
- ② 情報システムを小売・製造等と共有する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）。
- ⑦ 送供給の業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給の業務を行う部門と別に置くこと※グループ内の小売・製造等から独立した組織であることを要する。

特定ガス導管事業者の体制整備義務の基準（案）

- 上記①②⑦を法的に義務付ける特定ガス導管事業者の基準は、一般ガス導管事業者における基準と同様に、ガス供給に係る契約（自社小売への託送供給を含む。）の総数（≒ガスメータ

一取付数)が30万件以上の特定ガス導管事業者とし、基準に該当しない特定ガス導管事業者については、①②⑦又はこれらに代替する措置をガイドライン上望ましい行為として位置付け、その状況について、事業監査を通じ確認することとしてはどうか。

- ①②⑦以外の体制整備の項目については、全ての特定ガス導管事業者に義務付けることとしてはどうか。
- 現状、いずれの特定ガス導管事業者も契約総数は100件未満であるため、今後、特定ガス導管事業を取り巻く競争環境に大きな変化があった場合や、その中立性に疑念が生じた場合には、速やかに、本基準の見直しを検討することとする。

#### 委員等から

- 今後、特定ガス導管事業者に託送の要望が寄せられることになるとすれば、競争関係に大きな変更をもたらすことになるので、契約数やメーター数でみるのではなく販売量でみる方向に進むべきと考える。
- 30万件以上が特定ガス導管事業者の体制整備を求める要件として適正かどうか、これだけで決める問題ではないと考えるので、競争関係に大きな変化が認められた場合は、真摯にこの基準の見直しをやることを排除しないことを確認し認めておきたいと考える。また、事業者に求めたいことは、託送業務の実施状況を監視する監視部門を設置することは求めないものの、業務の監視そのものは事業者としてきちっと行っていただきたい。

#### 座長

- 今後の見直しを含めた点については確認することを踏まえ、今回の取りまとめ案を委員会に出すこととする。

以上

電力・ガス取引監視等委員会 第52回制度設計専門会合 議事概要

1. 日時：2020年12月1日（月）10：00～11：00（ガスのみ）

2. 場所：経済産業省本館17階 国際会議室

3. 出席者（委員）

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、  
新川委員、武田委員、村上委員、松村委員

（オブザーバー・ガス）

富士元 宏明	ENEOS株式会社	ガス事業部長
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社	取締役副社長
沢田 聡	一般社団法人 日本ガス協会	専務理事
田坂 隆之	大阪ガス株式会社	取締役 常務執行役員
下堀 友数	資源エネルギー庁	ガス市場整備室長

4. 議題（ガスのみ）

- ・ガス大手3者の小売経過措置料金規制に関する検討について

5. 意見等

事務局から

- ガス小売全面自由化後、料金は自由であることが原則あるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、小売料金規制を存置することとしたものが経過措置料金規制である。当該基準に従い、旧一般ガスみなしガス小売事業者202者（2017年4月時点）のうち、現在経過措置料金規制が存置されている事業者は9者である。このうち大手3者について、一部の解除基準を数字上は充足する状況が確認された。
- 各社が解除基準の一部（直近3年間のフロー競争状況及び他のガス小売事業者の販売量シェアに関するもの。）を数字上は充足しており、当該解除基準においては「他のガス小売業者に十分な供給余力があること」という要件を併せて満たすことを必要としている。この点に関し、大手3者エリアで新規参入者の供給力の確保状況については、足元の供給力の確保については特段問題ないことが確認されたが、将来にわたって十分な供給余力を確保し得るかどうかについては、特に外部から調達する供給力について、懸念が示された。
- 今回検討対象となっている大手3者は、新規参入した他のガス小売事業者との競合により指定解除の要件を満たす初めてのケースで、ガスの卸取引については電力と異なり卸取引市場が開設されていない状況も踏まえると、将来にわたり、外部から調達する供給力を含めて十分な供給力を確保できるための環境整備が必要ではないか。
- ガス卸取引所が開設されていない背景として、ガス卸取引の活性化策が検討され、導管網が全国を網羅していないため地域的に分断された市場となること、事業者の数が限定的であり入札を十分に確保できないことから、まずは相対取引活性化を優先して制度設計を進めることと

なり、相対取引活性化策として、スタートアップ卸が今年度から開始されることとなった。

- ガス受託製造・相対卸についての必要な事項として、新規参入者からのヒアリングを踏まえ、大手3者エリアにおいて、他のガス事業者将来にわたって十分な供給余力があると判断するには、大手3者が新規参入者の求めに応じ、受託製造や相対卸を積極的に行うことを担保することが必要で、経過措置料金を解除するためには、大手3者が、受託製造や相対卸に積極的に取り組むことのコミットメントを行うことが必要。
- 経過措置料金の解除後においても、適正な競争関係が確保されることが必要で、今回、解除対象として検討されている3エリアの競争状況をみると、都市ガス事業への新規参入者によるシェアが合計10%以上となるなど一定の競争の進展が見られる。他方で、当該3エリアについては、新規参入した他のガス小売事業者との競合により指定解除の要件を満たす初めてのケースであり、大手3者の都市ガス利用率が50%を超えている状況も踏まえれば、新規参入するガス事業者との間で、適正な競争関係が確保されるかについて慎重な検討が必要である。このような状況において、経過措置料金を解除した場合、適正な競争関係が阻害される具体的なケースとして、市場支配的地位にある大手事業者が、不利な条件・価格で他社へ卸供給を行い、競争者を排除する等の競争制限的行為を行えば、他のガス小売事業者の供給余力を減殺し、ガス市場における競争を停滞・後退させるおそれがある。
- 将来にわたって他のガス小売事業者との間で適正な競争関係が確保され、経過措置料金を解除できると判断するためには、新規参入者への卸取引を内外無差別に行うことを担保することが必要。この点に関し、「スタートアップ卸」を自主的取組として今年度より開始している。同取組においては、実効的に機能し、これを利用した新規参入が進むこととなれば、ガス製造設備を有さない新規参入者の供給力確保に資すると考えられるとともに、経過措置料金の解除後に、仮に大手ガス事業者が小売料金の引き下げにより競争者を市場から排除しようとするような場合でも、新規参入者への卸価格も同様に引き下げる必要があるため、経過措置料金解除後の競争制限的行為が抑止される効果も期待される。
- スタートアップ卸開始後の大手3者での適用件数は、合計2件にとどまっている。また、スタートアップ卸の利用を検討する事業者からは、提案価格が高く交渉にも応じられなかったことや、卸価格が調達価格等から乖離しておりガス事業として利益が出る水準となっていないことなどが懸念として挙げられている。
- 経過措置料金解除後も、上記3エリアのガス市場における適正な競争関係が確保されていると判断するためには、大手3者が「スタートアップ卸」についてコミットメントを行うことが必要で、監視等委員会は、スタートアップ卸を含む卸取引の状況について定期的にモニタリングを行い、コミットメントを行った大手3者におけるスタートアップ卸の実績が上がらない場合には、エネ庁とも連携し、スタートアップ卸の上限価格の抜本的な見直し等を含め、必要な措置を検討していくこととしてはどうか。また、大手3者が価格交渉に誠実に応じていない等の事象が明らかになった場合にも、必要な措置を検討していくこととしてはどうか。
- 経過措置規制が解除後、都市ガス利用率が50%を超えているエリアについては、「特別な事後監視」として、監視等委員会が小売料金の動きを確認することとされており、対象の大手3者の都市ガス利用率は50%を超えているため、解除後3年間は特別な事後監視の対象となる。また、大手3者の受託製造や相対卸に関するコミットメントに関し、新規参入者からのこれらの依頼について、合理的でない理由で拒否されるといった報告が監視等委員会に対してあった場合には、必要に応じて調査等を行い、対応を行うことが適当。
- 今後の対応とし、当該エリアの経過措置規制を解除するためには、対象となる大手3者がコ

コミットメントを表明することが必要であることを諮る。また、スタートアップ卸を含む卸取引の状況等についてモニタリングを行い、ガスの卸・小売市場の競争の適正化に向けて必要な措置を検討していく。

#### 委員等から

- 要件が満たされているなら解除基準に則り、解除するべきであるが、3年間の特別な事後監視後に値上げとなると、都市ガス離れが起き天然ガスシフトの考えからも逸脱するので懸念が生じる。
- スタートアップ卸の料金に関し、最低価格保証と同等の考えから他社が値下げしないなら、値下げしないというような競争を制限することもあり、価格を下げることによる参入者排除だけでなく、価格を維持する行為が競争制限が行われていないかの確認も必要だ。
- 需要中立地帯である大手などはでは、オール電化やLPガスの圧力が非常に強い状況であればコスト高の事業者は壊滅しているが、その状況でもない。競争圧力がわずかではあることを認識する必要がある。現状では一部での競争であり、競争状態が脆弱である。相当に慎重に経過措置の解除を考える必要がある。この解除基準は大手にとっては緩い解除基準になっていることを認識した上で供給余力の議論は重要である。
- コミットメント案について、行政としてもっと強い内容にするべきである。
- 経過措置解除基準があまりにも緩い基準と考えるが、決まったことであるので解除は仕方ないと考える。将来的な供給余力を確保することは大事な事で必要不可欠であるが、導管部門が中立的な行動をとることも大事なポイントと考える。導管部門の監視等を強く見ていく必要もあると考える。
- 大手3者は、新規参入者の要望に誠実に対応していくこと、コミットメントについても前向きに検討していくことを確認している。今後、モニタリングを通じて必要な措置を前提とすると、スタートアップ卸の実績だけの評価だけでなくガス卸の競争環境やスタートアップ卸の交渉実態を踏まえて多角的に幅広く評価をしていただくことを願います。

#### 事務局から

- スタートアップ卸について、今回コミットメントを求めるのは3者だが、モニタリングについてはその他6者を含めた9者に対してその状況をフォローしていく。

#### 座長

- コミットメントについては、本日の議論の内容を踏まえた表現に修正すること、事後の監視をしっかりと行うことを監視委員会に報告することとする。

以上

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会  
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第11回）審議概要

1. 日時 2019年12月25日（水） 10:30～12:05

2. 場所 経済産業省本館17階 国際会議室

3. 出席者<委員>

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、柏木委員、橘川委員、草薙委員、  
武田委員、二村委員、又吉委員、松村委員、山野委員

<オブザーバー>

佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長

沢田 聡 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

戸出 繁 国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部 ガス事業企  
画ユニット ジェネラルマネージャー

松村 光祥(代)石油資源開発株式会社 経営企画部 ガス政策グループ部長

富士元 宏明 JXTGエネルギー株式会社 リソーシズ&パワーカンパニーガス  
事業部長

<経済産業省>

下堀ガス市場整備室長、他

4. 議事次第

1. 開会

2. 説明・自由討議

(1) LNG 基地の第三者利用に関する報告

(2) 熱量バンド制に関する検討

3. 閉会

5. 議事概要

座長より

「熱量バンド制に関する検討」に関連し、後半の部分でガスの需要家様からのヒアリング実施を考えており、その内容について傍聴を認め、議事録を公開することにより発言者または発言内容を特定されることにより自由な審議の妨げになるおそれがあるとの考えから、後半の部分を非公開とし開催させていただきたい。

事務局より資料説明後、自由討議

議題1

<LNG基地の第三者利用に関する報告>

#### 事務局より

- LNGサテライト基地の初期建設費用等についてのアンケート結果を報告した

#### アンケート結果を踏まえた今後の対応方針

- LNG基地建設にあたっては規模の経済性が働き、サテライト基地建設にあたっての貯槽容量あたりの初期費用は、一次受入基地建設の場合に比して一定程度高くなることが確認された。
- LNG基地の建設には多額の投資が必要となることに加え、特に大都市圏ではその立地可能地点が限定的であることを踏まえれば、新規参入者が自らそのLNG基地を建設することは決して容易ではないため、競争を活性化させるための制度として措置したものがLNG基地の第三者利用制度である。

ニーズに応じて規模の経済性を活かした一次受入基地を建設し、LNG基地の第三者利用を制度的に措置することは合理的である。

- 一次受入基地建設の場合と比べ、サテライト基地建設に必要な投資額は少額であること、必要面積が小さいことから立地可能地点の選択肢が豊富である。そもそもLNG基地は競争部門に係る設備であることには留意する必要がある。貯槽容量あたりの初期費用が一定程度高くても一次受入基地に比べれば建設は容易であることから、必ずしも第三者利用の制度的措置が必要とは言いきれず、まずは事例を積み重ねることが必要と考えられる。
- サテライト基地について具体的な利用の申出あるいは利用の問い合わせが行われた事例はないことから、具体的な事例が蓄積される中で、今後「適正なガス取引についての指針」以上の制度的措置を講じる必要性が認められた場合に具体的な措置を検討することとする。

#### 委員から

- 小規模の新規参入者を呼び込むことの重要性が指摘されるようになってきていることから、事務局が指摘している通り具体的な事例の蓄積を待ちたいと考える。
- 具体的なニーズが出てきて、色々と問題が起こってルール化したほうが良いとなれば、再度検討することと理解しており、具体的なニーズがはっきりしていない、あるいは交渉困難だとはっきりしていないのにも拘らず、あらかじめルールを作ることの重要性は無いと考える。

#### 座長から

- 整理については、異論が無かったことと考え、事務局で基本的な対応をして頂きたい。

#### 議題2

##### <熱量バンド制に関する検討について>

- 事務局より、「熱量バンド制に関する機器調査への影響調査」の報告と、日本ガス協会より、「熱量バンド制移行における留意点」について、東京電力エナジーパートナーより、「熱量バンド制導入の必要性」についてプレゼンがあった。

委員から

- 知識が十分でない多数の消費者や小規模事業者に、熱量バンド制移行に伴う安全の周知徹底などをする費用は莫大になると感じた。
- 検討に当たっては、ガスの需要家に不便が無い方法に、重みを付けるべきだと思う。標準熱量制も選択肢に入れた検証が肝ではないか。
- 短期的メリットはあまりないかもしれない。ただ、産業政策として何を指すか、という中期的なメリットも併せて考えるべき。
- 熱量調整が完全に不要とならなければ効果は限定的だ。欧州では低炭素社会を見据えて低熱量のバイオガスや水素をパイプラインに注入する検討もある。バンド制から目を背ければ、ガス業界が将来生き残るビジョンを描く責務は重くなる。

以上

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会  
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第12回）審議概要

1. 日時 2020年2月21日（金） 10:00～11:10

2. 場所 経済産業省本館17階 第1特別会議室

3. 出席者＜委員＞

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、柏木委員、橘川委員、草薙委員、  
武田委員、二村委員、又吉委員、松村委員、山野委員

＜オブザーバー＞

佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長

沢田 聡 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

戸出 繁 国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部 ガス事業  
企画ユニット ジェネラルマネージャー

中島 俊朗 石油資源開発株式会社 執行役員 広報IR部担当、経営企画部担当  
役員補佐

川口ヤスヒロ JXTGエネルギー株式会社 リソース&パワーカンパニーガ  
ス事業部

＜経済産業省＞

下堀ガス市場整備室長、他

4. 議事次第

1. 開会

2. 説明・自由討議

(1) 熱量バンド制に関する検討

3. 閉会

5. 議事概要

事務局より資料説明後、自由討議

議題1

＜熱量バンド制に関する検討について＞

- 事務局より、熱量バンド制の効果及び担保すべき要素に必要なコストについて調査・分析した結果を報告し、その結果を踏まえてこれまで提示した選択肢等について議論をした。熱量バンド制導入による効果としては、以下の事項が挙げられる。

① 増熱材(LPG)添加コスト低減。

② LNG調達先多角化による供給安定性の向上及び調達価格低減

③ 電力事業者・ガス事業者の導管の相互接続による供給安定性の向上

④ 熱調設備が不要になることによるLNG基地と導管網との接続の容易化によりもたらされる競争活性化

- ⑤ ガス機器の輸出価格低減及びメーカーの国際競争力強化
- ⑥ バイオガス・水素等の将来的なガス導管への注入による地球温暖化対策
- 熱量バンド制が担保すべき要素と必要なコストについては以下の通りとなる。
  - ①需要家の安全性 ②需要家の利便性 ③小売料金・託送料金の正確性 ④一般ガス導管事業者の供給能力及び気化器・熱量調整設備等の供給能力
- 現在の標準熱量制を基準として、標準熱量の引き下げや熱量バンド制の選択肢を比較すると、バンド幅が大きくなればなるほど効果に比べてコスト額がより大きく超過することがわかった。
- コストについては、バンド幅が比較的小さい場合には、機器対策費が限定されると想定され、また、課金方法等の制度設計によっては、コストの低減化も考えられ、定性的な評価も含めて総合的な判断の可能性も出てくるのではないかと考える。加えて、小さなバンド幅であったとしても導入することとなれば、制度やシステム等の対応が行われることになるため必要に応じて将来に大きなバンド幅への移行を選択肢として、検討を行う際にハードルを下げることに資するのではないかと考える。
- これらを踏まえ、具体的な制度設計の検討を進めながら、現行の標準熱量制と比較しつつ標準熱量の引き下げや小さいバンド幅の選択肢から優先的に取り上げ、引き続き検討を継続することとしてはどうか。

#### 委員から

- 製造設備、導管設備、システムの新設等、新規参入者にかかるコストも今後の検討において計算していただきたい。また、需要家への周知等のコストについても来年度は定量的に記載するようお願いしたい。
- 具体的なコストの精査をお願いしたい。
- 具体的な制度設計の検討を進めていくことでコストダウンになるものが有ると考える。長期的にしっかりと、どの様にすれば低廉化を図れるのか考えて行くべきと考える。
- 機器対策費用を的確に把握した上で検討していただくため、バンド幅の全てのケースにおいて機器対策費を試算していただきたい。また、バンド制移行後に必要となったシステム等の維持管理費も必要となるため、コスト試算をする際には考慮していただきたい。
- 安定供給を高めるため日本中のLNG基地を繋ぐとなればレジリエンスも高まるし効率性も高まるが、実際に行うとなると膨大なコストと年月がかかる。ガス体産業が将来どうなるのか明らかになっていないため、試算することも、合理的な絵を描くことも難しいので、ガス体産業の将来についても並行して検討していくことが合理的と考える。
- 長期的には、バイオガス等を増やしていく可能性もあることを考えると熱量にばらつきがでてくるため、コストがあまり掛からない一定規模のバンド制を一つの選択肢として重要視するべきと考える。
- 国のエネルギー政策を待つのではなく、民間の持っているビジョンそのものが問われるべきではないかと考える。バンド制がガス業界の競争を活性化する効果があると言うが、電力業界やガス業界の競争マインド自体に問題があるかと考える。

#### 事務局より

- 3月のWGで中間整理を行うこととしたい。
- 次回、3月27日(金)10:00~12:00とし、議題・場所については別途案内する。

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会  
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第13回）審議概要

1. 日時 2020年7月10日（金） 12:30～13:56

2. 場所 経済産業省本館17階 国際会議室

3. 出席者<委員>

山内座長、市村委員、大石委員(Web)、男澤委員、柏木委員、橘川委員、  
草薙委員(Web)、武田委員(Web)、二村委員、又吉委員、松村委員、山野委員

<オブザーバー>

佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長

沢田 聡 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

戸出 繁 国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部 ガス事業企画  
ユニット ジェネラルマネージャー

中島 俊朗 石油資源開発株式会社 執行役員 経営企画部、コーポレートコミュニ  
ケーション室担当

富士元 宏明 ENEOS株式会社 リソシーズ&パワーカンパニー ガス事業部長  
<経済産業省>

下堀ガス市場整備室長、他

4. 議事次第

1. 開会

2. 説明・自由討議

(1) 熱量バンド制に関する検討

(2) 一括受ガスに関する報告

(3) スタートアップ卸に関する報告 他

3. 閉会

5. 議事概要

事務局より資料説明後、自由討議

議題1 <熱量バンド制に関する検討について>

事務局より

- 中間整理を行った。令和元年度は、熱量バンド制が担保すべき要素、選択肢の各項目の精緻化、定量化に向けて調査・検討を行い、諸外国の実態調査からは、熱量バンド制を導入している欧州と日本とでは、状況が異なること、燃焼機器への影響調査においては、バンド幅が大きくなればなるほど、効果に比べてコストがより大きく超過することなどが分かった。
- コストについては、バンド幅が比較的小さい場合には機器対策コストが限定されること、課金方法などの制度設計によってはコストの低減化が考えられる等想定されることから、これらを踏まえ、令和2年度においては「標準熱量の引下げ」、「44から46MJ/m<sup>3</sup>」及び「43から45MJ/m<sup>3</sup>」の小さなバンド幅の3つの選択肢について優先的に取り上げ、具体的な制度

設計の検討を進めながら、引き続き 検討を行うこととする。

- 今年度の検討事項について
  - ① 課金方法の検討や対策コストの費用負担者、あるいは託送制度が熱量ベースになったときにどういう問題点、論点があるか。
  - ② 事業者ごとに異なる熱量バンド幅の導入を良しとするかどうか。
  - ③ 実施までのスケジュール。
- 追加調査について
  - ① 燃焼機器への影響調査は、昨年度はバンド幅が大きいところを優先的に調査し、標準熱量制の引下げや、44から46MJのバンド幅については調査をしていないので、この調査を行い、コストの試算をする。
  - ② 機器対策コスト・オンサイト熱調設備設置コストについては、機器更新費などで見ることによって低減化が図れるか精査していく。
  - ③ 料金システム、設備等も、初期コストの精査、維持管理のコスト試算を行う。
  - ④ イギリスや韓国の熱量計、流量計の設置コスト、移行スケジュール等の追加調査。
- 熱量調整に関して新規参入者の参入障壁を低減する方策について、効果と社会的なコストを評価しながら検討を行うこととする。

#### 委員から

- 熱量バンド制導入に当たっては、熱量をベースとした課金方法などの検討が必要となる一方で、従来の体積をベースとした運用を併用することもあると考える。それぞれの運用に即した制度設計を行うことで移行コストを抑制できる場合もあるので、変わるもの、変わらないものを明確にした上で、議論をお願いしたい。
- 熱量バンド制を採用しないと結論を出し、なおかつ、いろいろ理由をつけてやらないことになると、もともとの熱量バンド制の議論が本当に真摯に消費者のことを考えていたのか、単に参入障壁を高くしたいと思ってやっていたのか、などと疑われかねないので、この点についてはぜひ前向きに、既存事業者の方も考えていただければと思う。
- 標準熱量を44MJに下げるとなると、減熱する必要がある事業者もある。国全体として一応標準熱量を下げる方法を取るとかじを切った場合に、そのような事業者がどういう動きを取ろうとするのか、意向を調査していただきたい。また、新規参入者の意向も調査していただければ願っている。基本的には、シェールガスの輸入量が増大するというようなことで、標準熱量を下げていくということが合理的であると考えられる。しかし、全国でそのような動きを取るべきなのかどうかということをしつかりと精査する必要があると考える。

#### 議題2 <一括受ガスに関する報告について>

##### 事務局より

- 一括受ガス状態にある案件が約400件あり、2019年度中にこれを是正することをワーキングとしての目標とし、取り組んできた。2019年4月は696件となっていた是正すべき案件が、いろんな働きかけ、要請等により、2020年3月末には147件となった。
- 全ての案件を解消することはできなかったため案件の分析を行ったところ、大きく2つの理由があった。1つは旧供給規程の下で合法的に建築された案件が104件で、ガス料金の上昇、工事費負担を理由に是正交渉が進展していない案件が43件あったことが判明した。

1988年頃に多くのガス事業者において供給規程の改正が行われ、改正前の供給規程上では、集合住宅等において必ずしも現行の1事業場所1契約の規程を遵守することは求められてい

なかった。合法的に一括受ガス状態として建築された案件については 現行の規程を遡及的に適用するかどうかというのはいかなるものか。

- 遡及適用が慎重に行われていることや、ガス事業法においても、この改正が行われた規程を既存の案件にも適用すると、既存の合法的だった案件が供給規程違反状態になるという不合理な結果が生じる場合がある。こういった不合理を解消するために、この88年頃に行われた改正後の供給規程適用時点で既に存在していた、あるいは工事中だった一括受ガス状態の案件については、原則として増改築等を実施する際の一括受ガス状態を是正させることとしてはどうか。
- 1988年頃以降の改正供給規程適用後に新たに一括受ガス状態になった案件についてまで、この是正の対象外とすることには合理的な理由がないので、引き続き早急に是正対応を求めていくということとしてはどうか。
- ガス小売事業者においては、この案件が既存不適格案件に該当するかどうかは、小売事業者からは分からないという場合もあり、例えばガス小売事業者から一般ガス導管事業者に問合せがあった場合には、その既存不適格案件の該非につきまして回答するといったことから、連携してこの是正に取り組んでいただくという、こういった工夫も行いながら是正を求めていくこととしてはどうか。

日本ガス協会から

- 是正が未完了の物件に対しては、今後也是正見込みの確保、是正完了に向けて引き続き取り組んでいく。ガス業界として未了物件、既存不適格物件にいて、できるだけ早期に是正ができるように努力を継続していく。

委員から

- 最初から合法的だったものについては、大規模な改修まで免除するというのも合理的だと考える。任意のアンケートから報告徴取になったら1.5倍に件数が増加したという事実を見せられると、事業者の自主的な取組に関する信憑性を著しく損ねる。事業者は反省すべきで、多くの会社がアンケートの段階で過小報告していたなら業界全体として反省すべき。言い訳しないで真摯に考えていただきたい。
- 一括受ガスの是正のことについては、短時間、短期間に多くの成果が上がってきている。一方、一部是正をされないまま残ってしまったことは、かなり苦戦していることと理解した。このまま一括受ガスが一部において是正されないと、真面目に一括受ガスの解消のために協力された需要家たる顧客が損をした感覚を持たれるかもしれない、その状態が長く続くのは好ましくない。新型コロナ禍で、苦しいこともあるとは思いますが、基本的には今後も手を緩めずに、可能な限り一気に一括受ガスの解消に向かっていただきたい。
- 当初の対策として需要者側へ要請すると書かれているが、これは資源エネルギー庁として直接に行くものなのか。もしくは事業者を通して行くものなのか。この点について確認をしたい。もし直接に需要者側に要請するものではなかったということであるならば、残る43件については需要者側に直接に働きかけることも有効であると思うので、検討していただきたい。
- 是正見込みの確保として記載のあるものは、実施する期日というのが既に決まっているのか。見込みがあるというものは完了見込みが、もし分かっているのであれば、どのぐらいいまでに完了できるのかを教えていただきたい。
- 既存不適格というものについては是正を次回の増改築のときに求めることは、件数から外れて、今後の要請の対象から除かれるということだと思う。次回の増改築のときにやっても

らわなければいけないということは重要だと思うので、ここから外れたから何も見ていかな  
いということではなく、今後要請文書をもう一度出し周知徹底が重要ではないか。

事務局より

- エネ庁としては、ガスを使用される皆様宛ての文書を作ってるが、直接働きかけるのはガ  
ス小売、あるいは導管事業者となる。43件について直接してはどうかという話だが、必要が  
あれば検討していきたい。そして、是正見込みの期日があるかどうかだが、できるだけ期日  
を求めてはいるものの、なかなか期日の折り合いがつかないという話もある。期日までは決  
まっていないが、必ずやるというものは是正見込み確保の数には入っている。

議題3 <スタートアップ卸に関する報告について>

事務局より

- 各社において昨年7月中に、スタートアップ卸専用の受付窓口を設置済み。さらには、今  
年の3月末の時点で利用を検討する事業者から問合せがあれば、遅滞なく卸供給実施に向け  
た契約交渉等を実施できる体制であり、その状況について報告をしたい。

スタートアップ卸に関する問合せ状況について、個別契約の途上であるところから、  
問合せ件数は6月19日時点で58件あった。業種別に見ていくと、LPガス事業者が40件と  
3分の2で、LPガス業界からかなり関心を持って問合せを受けているという状況がある。  
通信業、あるいは電気業・ガス業からそれぞれ4件、10件という問合せがある。

その契約のプロセスではどういう段階にあるかということ、契約締結済みが3件、契約交渉  
中が37件、契約交渉終了が18件。契約が締結済みの3件は、ガス事業者が、電気業・ガス業  
から問合せ、交渉があり契約を結んだということ。残り2つのガス事業者は、LPガス事業  
者と契約を結んだ。まだ交渉中は37件あり、丁寧にその契約状況とか、あるいはその他の対  
象区域の競争状況、市場規模等のフォローアップをしっかりと継続していきたい。

オブザーバーから

- スタートアップ卸の進捗確認について、利用状況では、問合せが58件ある中、締結済みが  
3件で交渉終了が18件と締結済みに対して交渉終了が6倍という結果になっている。新規参  
入者にとって事業採算性の低い提案が多いのではないかと考えている。

当社も幾つかのガス事業者とスタートアップ卸の交渉を実施したが、提示された価格が、  
当社が希望する価格よりも大幅に高く、合意に至っていないのが実情だ。卸し価格の低減を  
図るため、相対での交渉をお願いしているが、制度で認められた考え方にに基づき算定してい  
るため、それを下回るには相応の理由が必要であるということで、協議が難航している。

今回は卸事業者へのアンケート結果を取りまとめているが、より利用しやすい  
制度とするために、交渉終了や交渉中を含め、スタートアップ卸を利用する事業者へのヒア  
リングも行っていただき、しっかり使える仕組みとなるよう議論をしていただきたい。

委員から

- 交渉終了というところで18件あるとのことだが、これの理由は何か。

事務局から

- 18件の中身は、契約交渉まで行って難しかったという、オブザーバーから紹介されたもの  
もあったと聞いている。「審議会でこういう議論があったようだがどうなんですか。」、「ど

ういう交渉のプロセスになるのか。」という問合せがあって、その後に連絡がなくなったもの、具体的な交渉に入る前に終わったというものも含め、全部拾っているところだ。

オブザーバーの意見のとおりのところもあると思う、せっかく始めたこの事業なので、どうしてこれが使われていないのか等、しっかり要因を分析して改善につなげていきたい。

#### 委員から

- 新規参入という目的にかなった制度かというところは、きちんと検証する必要がある。どのような理由で契約に至らなかったのか、精査検証することが大事だ。一定期間、1年なのか、半年なのか、エネ庁として、情報提供を呼びかけるとか、第1グループ、第2グループの事業者のほうから、契約に至らなかった事業者に対してエネ庁からの情報提供の要望があることを伝えて、同意を得られた事業者にアンケートとかヒアリングをするとか、検証する仕組みも今後検討していただきたい。
- 公的な制度がある以上、これより低い価格を出すにはそれなりの理由が必要だと事業者が言うはずがない。もしそのようなことを言ったのであれば、制度の趣旨に反するということだと思われる。もちろん、それよりも低い価格で売らなければいけないという義務があることではないので、あくまで交渉ということである。しかし、これが結果として、ほかの相対交渉がむしろ進まなくなると、何のためこの制度を進めているのか分からなくなる。もし本当にそのようなことが起これば、もう一度公開の席で、何が起こったのかをきちんと検証する必要がある、もし万が一思い違いをしているガス事業者がいるとすれば、事業者は制度の趣旨をもう一回よく考え直していただきたい。
- この制度の背景には、全面自由化したにもかかわらず、小口のスイッチングでいまだに北海道、東北、中国、四国、北陸とスイッチングが行われていない実態があることが問題だったはず。それに対し、一つの手だてとしてやろうとしたわけで、今後、この制度そのものが、全面自由化したにもかかわらず、かなりの地域でスイッチングがゼロというのは異常だと思うので、市場整備室としては今後再検証していくことも必要ではないのか。

#### 事務局から

- 相対交渉ができる事業者以外の事業者向けに、スタートアップ卸をということであった。どのような実態があるのかは、把握をして改善につなげていかなければならない。かなりの地域でスイッチングがゼロというのは、これを改善していくのが第一と考えている。各地域で問合せがあったのは事実であり、これが昨年の議論で、上限量とか決めたが、そこに張りついているのかどうかとか、実態を踏まえて制度を変えていくこともあり得るので、ガス市場整備室としては、まずこれを突破口に進めていきたいと思っている。

#### 委員から

- 新規参入者にとって、ほかからガスを卸してもらえないときに、急に卸売料金が上がることはとんでもないことである。制度の趣旨は、スタートアップの後、新規参入者が健全に育ってほしいということがあるので、卸価格の交渉では新規参入者を支える観点からも、対応を旧一般ガスの側をお願いしたい。それが、まさに適正取引ガイドラインの趣旨にも合うと思う。さらには、保安についてとか、様々なことで事務的にも技術的にも新規参入者に寄り添う形で対応していただきたい。残念ながら契約に至らなかった例が多かったとのことですが、もう少し事例が重なってきましたら、事務局で、契約に至らなかった理由というのを精査して、制度的にもっとよいものができるかどうか詰めていただきたい。

#### 議題4 <供給高度化法に基づく事業者の責務について>

事務局より

- 非化石エネルギー源の利用と、化石エネルギー源の有効利用、これがガス事業者にも課されている法体系になっており、その基本方針及び判断基準で、一定規模以上の事業者、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスが対象となり、非化石エネルギーであるバイオガスの80%以上の利用と、液化天然ガスの貯蔵に当たって発生するボイルオフガスの活用が、おおむね100%が目標となっている。バイオガスについては、平成30年に目標が設定されていたが、次の目標が決まっていないので、どのように設定するかが論点となる。

目標達成状況については、大阪ガス、東邦ガスについては目標を達成している。東京ガスについては、供給区域内においてバイオガスを用いた発電を営む競合他社が新設されたこと、および東京ガスにバイオガスの受渡しを行う施設において、ガスの成分分析に用いるヘリウムが調達価格の上昇や調達可能量の減少によって調達困難になったことから、東京ガスが利用を想定していたバイオガスが減少した。そういった事情を考慮し、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの80%以上という目標は達成している。

ボイルオフガスについては、2020年における通常運転時に発生するボイルオフガスの利用率をおおむね100%とすることが目標とされており、ガス事業者の予見可能性を確保する観点から、2021年以降の目標も早期に定められるほうが望ましいので、今回諮るものだ。

東京ガス、大阪ガス、東邦ガスは、いずれも2020年におけるボイルオフガス利用率目標のおおむね100%を達成する予定。こういった状況を踏まえて、事業者においてバイオガスの発生源、発生量の調査及び利用可能性の検証が継続されており、この取組状況を中期的にフォローアップするのが望ましいと考えられることから、改正後の目標年については2024年としてはどうか。

目標値については、引き続き事業者のバイオガス利用率を高水準で維持する観点から、供給区域内等で発生したバイオガスの80%以上利用というのを維持することとしてはどうか。

ボイルオフガスについては、長期的に改正後の目標年については2029年としてはどうか。目標についてはおおむね100%を維持するということとしてはどうかと考えている。

委員から

- エネルギー供給構造高度化法により、バイオマスの使い方というのは技術的に非常に高度なものがあると伺っている。このため既存の設備を十分に生かして、可能であれば、増設することについて制度的には措置が可能か、事務局においても検討をお願いしたい。

BOGの利用に関しては、今もほとんど100%の利用を維持されているという観点から、今後当然維持していただきたい。

- 高度化法で全然前進していないのと、東京ガス以外のところは完全に超過達成しているのに、目標値を引き上げないのは、いかにも外間が悪い。実質からすると、都市ガスとして入れなかったものでも発電のために使っているなら、立派に使われているわけで、貴重な再生資源が無駄にされているということでは決してないし、目標値を引き上げれば無駄になるのが減るというような類いのものでもないということからすると、高度化法のこの都市ガスの扱い自体が本当に合理的なのかと疑問に思う。何も導管に入れるということに固執しなくても、貴重な資源を確実に使っていく。これが捨てられることがあったら有効利用していくという方向とは少しずれがある。次の改定する機会の際にもう少し合理的なものはないか

と考えることのほうが優先で、それまでの間は現行の規制のままでいくということだと思う。

- この法律は、電力業界と石油業界にとっては非常に重たい負荷がかかった法律で、石油業界のほうは3回にわたって告示を出して、これで常圧蒸留装置の廃棄を大分進めた。一方、電力のほうは、最初は2020年50%だったと思うが、今だと2030年44%の非化石電源、事実上の義務化の根拠になった。業界に与えている負荷が電力、石油に比べてガスは、言い方は悪いが、ほとんど負荷がかかっていない法律だということだけは、聞いている方のために説明しておいたほうがよい。

座長から

- 特に事務局の提案については、大きな反対がなかったと判断し、エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断基準及び化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準の改正の方向については一定の御理解をいただけたと思う。この議論を踏まえて改正作業を進めていくが、必要に応じて、ワーキンググループにおいても実施状況とフォローアップを行っていくということにさせていただく。この議題については、一つの結論をいただいたということになる。

<報告事項>

事務局より

- ガス事業法施行令等の一部を改正する政令案で、導管部門の法的分離が再来年の4月に近づいてきた。その対象となるガス事業者は、この要件を政令で定めることとなっており、ガスシステム改革小委員会の議論を踏まえて政令案をつくっており、この案をパブリックコメントにかけている。中身については、まさにガスシステム改革小委員会の報告書どおりの考えだが、2つの要件を満たす導管事業者を法的分離の対象事業者とする。一つは導管の総延長が26,000 km以上であること。もう一つは導管に2つ以上のLNG基地が接続していることとなっている。1番目のほうは、もともとガスシステム改革小委員会の報告書では、導管総延長数が全国シェアでおおむね1割以上であることとなっていたが、相対的な数字ではなく、事業者の予見可能性確保の観点からシェアの1割に相当する導管延長数を具体的に規定する。参考までに数字を載せているが、国に提出する2018年度の供給計画実績値で総延長数が26.4万 kmで、その1割として26,000 kmとした。適用された場合、対象となる事業者は東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの3社となる。そのほか、分割する際の登録免許税の非課税措置、こちらも規定しているという政令案になっている。
- 次回の日程や議題については、改めて個別に御連絡をする。

以上

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会  
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第14回）審議概要

1. 日時 2020年10月20日（火） 16:00～17:40

2. 場所 経済産業省本館17階 国際会議室

3. 出席者＜委員＞

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、柏木委員(Web)、橘川委員、  
草薙委員(Web)、武田委員(Web)、二村委員(Web)、又吉委員、松村委員(Web)、  
山野委員

＜オブザーバー＞

佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長

沢田 聡 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

戸出 繁 国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部 ガス事業企画  
ユニット ジェネラルマネージャー

中島 俊朗 石油資源開発株式会社 執行役員 経営企画部、コーポレートコミュニ  
ケーション室担当

富士元 宏明 ENEOS株式会社 リソース&パワーカンパニー ガス事業部長

＜経済産業省＞

下堀ガス市場整備室長、他

4. 議事次第

1. 開会

2. 説明・自由討議

(1) ガス事業制度検討WG追加検討事項について

(2) 改正ガス事業法の施行状況等にかかる検証について

3. 閉会

5. 議事概要

事務局より資料説明後、自由討議

議題1 ＜ガス事業制度検討WG追加検討事項について＞

- 改正後の熱供給事業法の施行状況の検証を踏まえた熱供給事業の在り方について、ガス事業制度の在り方と一体的に検討を行うことが有効であることから、「熱供給事業の在り方」を本ワーキンググループの追加検討事項とし、次回以降の会合から具体的な検討に入ることとする。

議題2 ＜改正ガス事業法の施行状況等にかかる検証について＞

「改正法の施行の状況」

- ガスシステム改革の進捗状況とし、2017年4月に小売全面自由化を実施し、原則とし料金

規制を撤廃。十分な競争関係が認められない9事業者においては経過措置料金規制を存置。2022年4月には大手一般ガス導管事業者3社の導管部門の法的分離を実施する。

- 競争の進展状況とし、82社が「ガス小売事業」の登録、新たに一般家庭へ供給しているのは35社。大都市圏に参入者が多いのが実情で、新たに8月に北海道地区に北海道電力が、10月にTG・OG・THG区域にミツウロコグリーンエネルギーが参入。
- 販売量における新規小売りの動向では、新規参入者のガス市場におけるシェアが自由化当初の8.2%から15.0%に拡大した。都市ガス間競争が進展した。
- ガスシステム改革の目的の1つに利用メニューの多様化があり、新たな料金メニューを打ち出した事業者が125社で、当該事業者エリアの需要家件数は、全体の95%を占めている。
- ガスシステム改革のもう1つの目的である、天然ガスの利用方法の拡大については、ガスコージェネレーションシステムの導入等、多様な利用方法の提案を行っている。

「法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策」

- 大きな地震などで大規模な供給支障が発生した場合に、これまで都市ガス業界をあげて応援体制を確立するという事業者間連携の枠組みは既に確立されている。新規交流も含めて導管・小売・製造の各事業者が連携して対応にあたることは大変重要であり、この様な連携体制を法的分離後も維持できるような施策を検討する必要がある。
- 法的分離の対象となる一般ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者）に対して規制が課されることになるが、災害等の緊急時に一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事業者と連携して復旧活動に取り組むことは経済産業省令において行為規制の禁止の例外としてどんな行為が禁止になるのか、例外に当たるのかと明確化が必要。一つ目が平常時の訓練・情報共有時における、準備ということ。二つ目が非常災害発生前の準備行為であり、台風上陸前など供給に支障が生ずることが予測できる場合において、その体制を整備すること。3番目として緊急時は人手が必要なため、小売・製造事業者による一般ガス導管事業者の業務支援。4番目として意思決定・指揮命令系統を統一化して迅速に対応できるということも明確化してはどうか。

「需給状況」（振替供給の状況での検証）

- 振替供給とは、自社製造設備の無いエリアで他社にガス注入を行ってもらい、自社製造設備を有するエリアでその分ガス注入量を増やし供給量を埋め合わせる制度で、そのコストを託送料金で回収する措置。新規参入者は自ら供給力を確保するのが原則だが、自由化の初期段階で新規参入者を呼び込むために導入されていた。
- 振替供給にはコストがかかり、新規参入者に振替供給について確認を行ったところ、いくつか意見が出された。新規参入者から出された意見や現状も踏まえ、コスト負担の考え方に加え、振替供給の現在の運用状況を確認し、見直しを行うことが必要。
- 新規参入者から以下のような意見が寄せられており、一つ目としては供給力を有するエリアへの一時的・臨時的な振替供給。二つ目は振替供給可能量等の利用条件の透明性の確保。三つ目で複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否。三つ検討課題とすることとしてはどうか。
- 適切なガス取引に関する指針において、この新規参入者を含むガス小売事業者に対して可能な範囲で積極的に必要なガス卸供給を行うことが望ましい行為として位置づけられており、実際に卸契約が成立した事例もあるという認識をしている。まずは当事者間で交渉が行われ

て必要な卸供給が行われることが期待される。

- ガス市場への新規参入者が自社供給力を一度にではなく段階的に保有していける環境にするべきとし、今後、ルール細部の議論を行うこととしたい。

#### 東京電力EPから

- 振替供給について、課題が3点ある。1つ目は振替供給の利用可否判断について、旧一般ガス事業者様は需要の伸びに応じ段階的に設備形成してきた結果、今の供給力構成になっているものだと理解している。同様に新規参入者の需要も段階的に拡大するため、その設備も段階的に形成されることが自然だ。一方、現状のルールでは段階的に設備形成することが出来ず、また取引市場や強制球出しなど制度がない中では、自社供給力の一括切り替えは困難な状況であるため、利用可否判断について柔軟な対応をお願いしたい。
- 2つ目は、振替供給可能量の上限値確認について、振替供給可能量の上限値は開示されてなく、営業活動のみならず設備計画の計画の予見性確保ためにも、振替供給可能量の残量に関する情報開示が必要であるというふうに考えている。
- 3つ目は、設備形成時の課題について、当社は継続的に自社設備の形成を検討しているが主に二つの理由によって速やかに十分な容量の設備を形成することは容易ではないと考えている。一つ目は、熱量設備を建設、ガスを注入する接続ポイント、LPGが安定的に大量に手配できる立地等、条件の整う地点は非常に限定的となる。  
二つ目は、導管ネットワークへの接続ポイントでの受入制約により、熱調設備の容量や費用に影響がでること。
- このような状況を踏まえ、以下の2点についてご要望する。一つ目新規参入者が十分な設備形成するまでの期間は、振替供給の対象となるエリアに供給力を保有する場合においても、振替供給の対象とすること。二つ目は導管事業者が振替供給可能量の残量を開示することを願います。これを実現することが「供給力を自ら保有する原則」と、「競争促進」を両立させるためにも必要と考えている。

#### 委員から

- 熱調設備の問題で対応が難しいという問題があったとき、バンド制に移行すれば問題は起きなかったのでは、一般ガス事業者も、熱調バンドのことで強い反対をした手前、熱調の制約が本当にあるとすれば、相当程度の協力が必要で、これが原因で参入阻害にならないことを願う。
- 北海道・東北・中国・四国・北陸のスイッチングが0と、数字が立たないという状況は、全面自由化になった後、普通に考えるとおかしいと思うわけで、そこの検証をきめ細かく行った方がいいと思う。結局今いったエリアのところでは北海道を除くとないという状況で問題を根本的に解決していない。北海道でスタートアップ卸という、ここで作った制度が効いているわけで他の地域ではそういう形で上がらないのか考えて欲しい。

#### 日本ガス協会から

- 競争状況について、都市ガスは、オール電化やLPガスなどの他エネルギーへの切り替えが進み、顧客件数が純減しているエリアも存在する。都市ガスの新規参入が少ないエリアで特に顕著で、今後の検証の際は他エネルギーとの競争状況を考慮願う。また、振替供給に必要な設備はガス製造事業者が保有する競争部門の財であり、振替供給を続ける目的で設置した

設備でないことを理解願いたい。既に競争は活発化しており、振替供給の一般負担が常態化しないよう検討いただきたい。

#### 委員から

- 今の都市ガスと他エネルギーとの競争で、都市ガスから離脱する件数を見ると、最近ではオール電化よりもLPガスの方が大きい。賃貸住宅でLPガスガスの無償配管と言われた器具月配管の問題があり、非常に不透明な取引になっている。LPガス事業者の70%がガス料金に転嫁していないとされ、これはオーナー等の優越的地位の乱用につながる問題もあり、LPガス市場のところを国としてきっちりチェックする仕組みも必要と考える。

- 次回日程は、12/25(金) 10:00～ 議題については、改めて
- 連絡をする。

以上

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会  
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第15回）審議概要

1. 日時 2020年12月25日（金） 10:00～12:00

2. 場所 経済産業省本館17階 第一特別会議室

3. 出席者＜委員＞

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、柏木委員、橘川委員、草薙委員(Web)  
武田委員(Web)、二村委員、又吉委員(Web)、松村委員(Web)、山野委員(欠)

＜オブザーバー＞

佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長

沢田 聡 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

戸出 繁 国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部 ガス事業企画  
ユニット ジェネラルマネージャー

中島 俊朗 石油資源開発株式会社 執行役員 経営企画部、コーポレートコミュニ  
ケーション室担当

富士元 宏明 ENEOS株式会社 リソシーズ&パワーカンパニー ガス事業部長  
＜経済産業省＞

下堀ガス市場整備室長、 他

4. 議事次第

- (1) 改正ガス事業法の施行状況等にかかる検証について
- (2) 熱量バンド制に関する検討について

5. 議事概要

事務局より資料説明後、自由討議

議題1 ＜改正ガス事業法の施行状況等にかかる検証について＞

＜需給状況＞

- 「振替供給可能量等の利用条件の透明性確保」について、新規参入者から振替供給依頼がなされた量が上限値を超過する場合に、新規参入者側に不当に競争上の情報を入手する意図等が認められない場合は、振替供給量を開示する案を示したが、判断主体とか判断方法といった具体的なところは整理していなかった。

判断方法は、ガス導管事業者から国に確認があった場合に、新規参入者が照会を行った振替供給可能量の妥当性や目的の正当性を国が確認する形としてはどうか。また、判断に当たっては、ガス小売事業者はガス事業法に基づき提出している供給計画に記載されている販売計画量等に照らし、ガス導管事業者の払出エリアごとの販売量等をヒアリングすることとしてはどうか。

- 「複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否」について、振替供給期間は原則として3年間としつつも、新規参入者が供給力の増加に着手した後に、導管事業者側の工事の遅滞その他の新規参入者の責めに帰ることができない事由が生じた場合であって、一般負担を認める期間を3年間に限定しては上記の制度趣

旨に反すると認められる特段の事情がある場合に限り、3年を超えてから既存の導管ネットワークへの接続工事を完了して供給力を確保するまでの期間といった合理的な期間、一般負担での振替供給の利用継続を認めることとしてはどうか。

- 「我が国のLNG輸入実績とその用途別内訳」について、上流供給安定性につきましていろいろな取組、国内のガスパイプライン等中下流の強靱性について紹介した。取組を法的分離後も特別一般ガス導管事業者が躊躇なく、迅速かつ的確に実施できるよう「適正なガス取引に関する指針」上で行為規制上の位置づけの明確化というのを今後実施する予定。
- 需給全体として、自然災害の頻発・激甚化する昨今において、大規模な供給支障や、需要に比べて供給が極端に逼迫する事態は特段生じていない。上流の供給安定性向上の取組、中下流のレジリエンス強化に資する取組も行われているということで、引き続き、ガスの安定供給・我が国のレジリエンスを確保する観点から、フォローアップを継続していく。

#### <小売料金の水準>

- 「小売全面自由化後の小売料金の水準の推移」について、原料費の変動によりガス料金単価というのは大きく上下をしており、構成要素別に見れば原料費以外の立米当たりの単価は緩やかな減少傾向にある。また、輸入するLNGの平均価格は、2014年まで上昇し続け、その後、2016年に下落し、それ以降は今上昇傾向にある。

大手3者の小口料金の平均単価は、冬場の気温差による販売量の多寡や経済動向等の複数の要因に影響されつつも、小売全面自由化以降緩やかな低下傾向にある。

小売全面自由化後、市場への新規参入は着実に進んでおり、経過措置料金単価と新規参入者の小売料金単価を比較すると、総じて新規参入者の小売料金単価が安くなっている。また、料金・サービスの多様化も進んでいる。

引き続き、天然ガスの安定供給の確保、ガス料金の最大限の抑制、利用メニューの多様化、事業機会の拡大といったガスシステム改革の目的の実現に向けて、適正な競争環境の確保に留意しつつ、フォローアップを継続していく。

- 「特別な事後監視の状況」について、これまで、2者の値上げについて、「合理的でない値上げ」があったと認められたことから、適正な料金とするように指導があり、料金は適正化された。

#### 委員から

- 特別な事後監視の結果、2件と少数ながら合理的でない値上げがあり、指導の結果、料金は適正化されたということ、しかも、この2件は旧簡易ガス事業者の事例であり、旧一般ガス事業者は特別な事後監視の期間中、不当な値上げはされていないと理解している。

しかし、特別な事後監視期間が終了後、合理的とは言えないような値上げが全国各所で起こることが在り得ることが今回の旧簡易ガスの事例が示したことだといえる。

オール電化などの厳しい競争にさらされる可能性があることを認識しつつ、目先の利益だけを狙って合理的でない値上げをしたら、結局は自分の首を絞めることにもなりかねないので、短絡的に値上げをして目先の利益を取ろうとするような態度は厳に戒めていただき、そのような料金設定にならないよう、引き続きガス小売事業者は自らを律していただきたい。

- 特別な事後監視といっても、コストベースになっているかどうかを確認しただけで、2者以外にも値上げをしたところがあり、事業者の言い値のコストに見合っている値上げであることを確認しただけなので、著しく不当な値上げは2者以外にはなかったというだけだ。他の会社の値上げが問題なかったことが確認されたわけではないことを認識する必要

がある。あくまで競争によって不当な値上げは、そもそもにくいということで料金の妥当性が担保されていることを忘れてはならない。

## 議題2 <熱量バンド制に関する検討>

- 「熱量バンド制の検討に関する中間整理」を踏まえ、標準熱量引下げ及び小さいバンド幅、44から46MJ、あるいは43から45MJの3つの選択肢における「燃焼機器への影響調査及び対策コスト等に関する追加調査」を実施した。その結果を踏まえて、取りまとめに向けた方向性について議論をお願いする。
- 関係工業会への調査等に基づき、標準熱量の引下げ、あるいは熱量変動によるガス機器への影響を「性能」「安全」「製品品質」の視点にて評価したところ、特に雰囲気ガス発生装置、あるいはガラス炉、あるいは吸収冷温水機・燃料電池、これらは熱量変動による製品品質への影響について懸念が示された。これらの機器は安定した熱量・組成のガスが供給される必要があり、熱量バンド制に移行した場合はオンサイト熱量調整設備の導入が必要となりますが、工場内の敷地不足等により対応困難という声がヒアリング等では出てきた。オンサイト熱量調整設備の導入が困難な場合があるということで、熱量バンド制を入れる場合にはこのようなどころについての対応は別途検討が必要だ
- ガスの供給者、ガス事業者側の設備で、ガスの体積当たりの熱量の低下に伴い、これまでと同等の総熱量を供給するためには送出するガスの体積が増えることから、製造設備、あるいは導管設備の新設・増強等が必要になる。そして、体積課金から熱量課金とした場合に、料金システムの改修も発生する。
- 需要家への周知コストで、標準熱量の引下げ、あるいは熱量バンド制への移行、この場合に、「影響が強く懸念される業務用機器を使用する需要家への個別説明」、「全需要家への周知」、「ガス事業法に基づく供給条件変更の説明」、「熱量計等設置に伴う近隣住民への説明」等が必要となると想定される、
- 今回の結果、仮に標準熱量の引下げ、あるいは小さいバンド幅へ移行する場合、耐用年数に合わせた機器更新を行えば一定程度対策費用を低減できること、あるいは標準熱量の引下げは熱量バンド制に比べてコストが相対的に小さくなることが明らかになったが、定量的な評価では、いずれの選択肢を選択した場合であっても移行には一定程度コストを要して、直ちには効果がコストを上回らないということになっている。
- 事情変更として、本年10月に菅総理が「2050年カーボンニュートラル」を宣言したところであり、また資源エネルギー庁としても、ガス体エネルギー供給の在り方について、「2050年に向けたガス事業の在り方研究会」において議論を進めている。これらに留意しながら、熱量バンド制の導入と標準熱量の引下げ等、最適な熱量制度について検討を進める必要がある。
- 水素、あるいはメタネーションによる合成メタンの熱量が約40MJであるため、それを入れようとするすると熱量が下がる。もし仮に45MJのままだと全く入らない。また別の増熱材で、脱炭素化されていないもので熱量を上げて、それは意味がないということになる。
- 資料におけるコストは、いずれの選択肢についても、相当程度大きな移行コストが試算されており、このままではいずれの選択肢も、標準熱量の引下げも、あるいは熱量バンド制も、いずれも採用しづらいという状況になっている。他方、これいずれも採用しないと、カーボンニュートラルに資する低熱量の合成メタン等の受入れを基本的に拒むものと同義ではないかと考えられるので、これはせつかく政府、あるいはガス協会でも目指している方向、これと異なる制度になりかねない。

## 委員から

- 全部コストアップするが、標準熱量を44MJに20年で下げるとというのがやや現実的かという結論だと考える。それを念頭に置きながら、エネ研の試算を見ると、合成メタンの許容混合率が19%、低炭素効果が16%と、こういうことになっているわけです。ただ、20年なので2040年になります。そうすると、ガス協会が言われた40年の低炭素目標は30から50%なので、その半分くらいにしかならない。よって、この掛け合わせで熱量を下げながら合成メタンをどれだけ入れていくかということを実際に考えていかなければいけなく、それでも必ずしも十分でないという状況だ。もう一回コストを精査されるというのは非常に正しい意見だが、電力業界にはゼロ・エミッション44%という縛り、石油業界には1次告示、2次告示はかなり強かにストッパーをなくせという。これに比べてガス業界にかかっていたのはバイオガスであり、これはガス協会の発表されているデータでも分かるが、カーボンニュートラルへ向けてのバイオガスの貢献度というのは非常に低く、メインはメタネーションというか、合成メタンのほうになっていくということをガス協会自身が発表されているので、標準熱量を下げていくことと合成メタンの混入率でエネルギー供給高度化法マターということも場合によってはあるのではないかということを示唆されていると考える。
- 日本の場合は技術立国で、いろいろなところを少しずつ効率アップして、世界一の効率を誇るようなことをやってきた。そういう意味では、なるべくユーザーフレンドリーの立場を取りたいというふうには考えている。基準熱量というのを継続することが、ユーザーにとってはもちろん非常に喜ばしいことだというふうには思っている。
- 2050年にカーボンニュートラルという話が出てきており、そのことはすごく大きな条件だ。総理が明言されたということとはとても大きなことですが、その背景には、世界全体がもうそちらの方向に動いているということがあるので、このこと抜きには考えられないということだ。そうなりますと、大きな意味での電力とガスとの競合も、どちらがよりカーボンニュートラルなのかという話には当然なってくる。ガス事業全体の対応が進まないとなれば、オール電化にして、電力そのものをグリーン化したほうが早いのではないかとかの議論にもなりかねないということをよく認識する必要がある。
- 都市ガスのことを中心に話をしているが、プロパンガスも当然日本でそれなりに、特に一般家庭などでは地方に行くに使われているので、そちらのほうも当然脱炭素化をしなければいけないのではないかと考える。
- 脱炭素化と水素社会の到来をシームレスに結びつけていくことが重要だ。その中で都市ガスについては、クリーンエネルギーとの位置づけを維持することの整合性を考えつつ、コスト面からも熱量バンドを導入するのではなく、標準熱量を下げていくことが妥当だと考える。標準熱量を下げていくことにも依然として非常にコストがかかるということについては、これほどのコストになってしまうことを避ける、技術的なブレークスルーも必要不可欠だろうと考える。そして、カーボンニュートラル化を見据えた議論については、都市ガスやLPガスのバイオガス化やメタネーション、プロパネーション、これらを大量導入する可能性を探りつつ、事務局から言及があった熱量変更を含めた様々な選択肢を検討していくべきではないかと考える。
- 仮に今決めて、来年から始めるとしても、もし20年かけて熱量を1MJ下げるとすれば、それは実現するのは2041年。2041年まで時間をかけて僅か1MJ下げるので、ようやくまともなコストになるなどというのは、都市ガス業界が、あるいは都市ガスというエネルギーが、いかに柔軟性の欠ける業界、燃料か、ということを示してしまっただと考える。44MJというのはもちろんゴールじゃない。もしメタネーションを進める、最終的に

100%メタネーションにすれば40MJ、さらに、水素も混ぜることになれば熱量はさらに下げるのが合理的になるのかもしれない。

どんな熱量が将来効率的になるのかは現時点で分からないが、仮に成功したとしても2040年に44MJまで下げて、新たな状況に対応する熱量までさらに下げるのに、また20年かかるなんていうことになれば全く問題外で、これだけフレキシビリティがない業界だということなら、今後いろいろなリスクがあるなかで、もうそんなリスクは到底取れない業界。だから、都市ガスはトランジションとしてはともかくとして、長期的にはフェードアウトしていく産業だというアピールにも見えてしまう。フレキシブルな対応が本当にできなければ、ネットゼロエミッション社会の中では、更にはその実現の前ですら生き残れない可能性が高いことを、業界としてもきちんと考える必要があるのではないか。

- 次回日程は、2/16(火) 17:00～ 議題については、改めて連絡をする。

以上

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会  
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第16回）審議概要

1. 日時 2021年2月16日（金） 17:00～18:45

2. 場所 経済産業省本館17階 第一特別会議室

3. 出席者＜委員＞

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、柏木委員、橘川委員、草薙委員(Web)  
武田委員(Web)、二村委員、又吉委員(Web)、松村委員(Web)、山野委員(欠)

＜オブザーバー＞

佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長

沢田 聡 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

戸出 繁 国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部 ガス事業企画  
ユニット ジェネラルマネージャー

中島 俊朗 石油資源開発株式会社 執行役員 経営企画部、コーポレートコミュニ  
ケーション室担当

富士元 宏明 ENEOS株式会社 リソシーズ&パワーカンパニー ガス事業部長  
＜経済産業省＞

下堀ガス市場整備室長、 他

4. 議事次第

- (1) 改正ガス事業法の施行状況等にかかる検証について
- (2) 熱量バンド制に関する検討について

5. 議事概要

事務局より資料説明後、自由討議

議題1 ＜改正ガス事業法の施行状況等にかかる検証について＞

＜エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況（ガス事業法関係）＞

- 「大手ガス事業者の導管部門の法的分離」について、対象となるガス事業者の要件等を定める政令を2020年8月13日に公布。2022年4月1日の法的分離を着実に実施すべく、事業者の準備状況を注視しつつ、必要な準備を進める。
- 「天然ガスの利用形態の多角化」について、環境調和性に優れ、災害時の強靱性も備えているボイラー、天然ガスコージェネレーション、ガス空調、燃料電池等は、着実に導入が進んでおり、各種政策的な導入支援を行っている。
- 「船舶分野におけるLNGの主燃料化」について、船舶からの排出ガス規制の強化を受けて、国内のLNG燃料船は普及拡大状況にある。国内のLNGバンカリングについても引き続き国交省と連携して進めていく。
- 「天然ガスパイプラインの整備等」について、2016年6月に「今後の天然ガスパイプライン整備に関する指針」を策定。同指針においては、天然ガスの利用向上、地下貯蔵施設の活用、競争促進、供給安定性向上という観点から天然ガスパイプライン（以下単に「ガスPL」という。）の整備を検討することが適当であるという方針が示されている。

ガスPLの整備主体はあくまで民間事業者であり、国の役割としては、我が国全体のガスPL形成を俯瞰する立場から、必要に応じて民間事業者によるガスPL整備を調整し、ガスPL整備を下支えする制度的措置を講ずることでガスPLが整備され得る環境を整備することが規定されている。ガスPLの整備等のガスインフラの整備に資する設備投資に対して、利子補給を行う等の支援策を講じているが、事業者の具体的なニーズを踏まえながら、ガスインフラの整備に関する取組を進めていく。

- 「ガス取引の活性化に向けた施策」について、「LNG基地の第三者利用の推進」は、LNG基地が競争部門に係る設備である一方、その建設には多額の投資が必要となることに加え、特に大都市圏ではその立地可能地点が限定的であることを踏まえれば、新規参入者が自らそのLNG基地を建設することは決して容易ではないことから、競争を活性化させることを目的として、この制度創設された。

2019年1月に「適正なガス取引についての指針」を改正し、製造設備の余力及び貯蔵余力の見通しの適切な開示、タンクの占有状況を適切に反映する課金標準、競争促進に資する課金標準を用いること等を望ましい行為として規定。これまでに、全国で1件の利用実績があった。

一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するため、2020年度より都市ガス卸供給を促進する「スタートアップ卸」を導入。1月末時点で7件の活用事例があった。

- 「需要側の強靱化に資する分散型エネルギーシステムの構築」について、停電対応型コージェネレーションシステムは、危機時における需要側の強靱化に資するものであり、近年の災害に起因した停電時においても、電力・熱の供給を行ったケースがあった。また、「災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」をはじめ政策的な導入支援も実施している。
- 「既存インフラを有効利用した脱炭素化のための技術開発」について、産業部門におけるエネルギー転換・製造プロセス転換にむけて、メタネーションなど、既存インフラを有効利用した脱炭素化のための技術開発の課題や検討の方向性について具体的に検討し、技術開発を引き続き進めていく。
- 「将来的なガスの脱炭素化に向けた水素関連等の技術開発」について、一部の地域において、水素を利用した電気・熱の供給に向けた取組を実施。将来的に、水素導管を整備した地域で水素供給を行うことを通じて、民生部門の脱炭素課に貢献。

以下、「熱供給事業」については、資料参照

#### 委員から

- パイプライン整備に関する指針に基づいて実施されているものの利用実績が無いのではないか。また、どのような理由で無いのか、使い勝手が悪いのか検証が必要。

LNG基地の第三者利用についても1件の利用実績となっているが、申し込みをされて利用に至らなかった例もあると聞いている。どのような理由だったのか、このような事案等のヒアリングも踏まえて検証をお願いしたい。

#### 事務局から

- 将来に向けた低炭素化についてはガスの果たす役割は大きいので、原料転換を円滑に進めていくというところでパイプラインの役割もあると考える。他方で、将来このパイプラインが使われ続けるのかどうか、2050年カーボンニュートラルにガスは生き残れるのか、正に瀬尾際と言える。工夫をしてカーボンニュートラルを実現する道を立てないと将来ガ

スもどうなるか分からない、ある意味、政策的なの転換点だとも言える。ガスを使いながらもカーボンニュートラルを実現する確信が持てるようなところと、このパイプラインが連動していると認識している。

#### 議題2 <熱量バンド制に関する検討>

- 前回WGの指摘から、標準熱量引き下げ（44MJ/m<sup>3</sup>）時における機器対策コストの精査及び標準熱量引き下げ（43MJ/m<sup>3</sup>・42MJ/m<sup>3</sup>）時における機器対策コスト等に関する追加調査を実施し、その結果を報告した。
- 「具体的な制度設計の検討」として、①課金方法、②対策コストの費用負担者、③同時同量や振替供給等の託送制度見直しの検討、④事業者ごとに異なる熱量バンド幅等の導入の検討、⑤実施までのスケジュール等の検討についての説明。
- 「カーボンニュートラルに向けた都市ガス業界の取組」として、日本ガス協会は2020年11月24日に「カーボンニュートラルチャレンジ2050」を公表。現在の都市ガスの主原料である天然ガスの脱炭素化をイノベーションの実現に応じて進め、水素、カーボンニュートラルメタン、バイオガスの利用により2050年のガスのカーボンニュートラル化にチャレンジしていく旨を表明しており、同資料中で提示されているイメージ図によれば2050年にはカーボンニュートラルメタンは6～7割となっている。
- 「熱量調整に関して新規参入者の参入障壁を低減する方策」について、「適正なガス取引についての指針」において、ガス製造事業者等について、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託することが、望ましい行為として規定されており、その望ましい行為の実効性を確保し、熱量調整に係る新規参入者の負担を軽減する観点からは、例えば受託製造約款外の熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務の依頼があった場合に、それが受託されやすい環境を整備することが考えられる。

#### 委員から

- 2050年カーボンニュートラルにガス業界ではメタネーションの可能性が高いことを考えると、2040年に一気に40MJに下げる結論しか無いと考える。
- 都市ガス業界が早くカーボンニュートラルな合成メタンを作り、または調達し、これを通常の都市ガスとしてパイプラインに注入し始める事が重要だと考える。
- 物理的に考えて、標準熱量を複数回下げることはコストを考えても極めて難しい。最有力な選択肢は40MJが自然だ。
- 標準熱量制かバンド制かを考えると、コスト面等を考慮すると標準熱量制をとるべきである。熱量が下がればガスの組成も変わるので、その点も考慮しなければならない。
- 電機業界はアンモニアしかやらない、プロパネーションはLP卸元でも限界があり、それも都市ガス業界が全てをやらなければならないと考える。

#### 事務局から

- 40MJの話になったので、事務局としても対応コスト等精査し次回には示すこととする。今年度3月迄に熱量バンドの移行について結論を得ることとなっているので、次回に何らかの結論に結びつくようにしていく。また、時期についての議論等も次回進めていきたい。
- 次回日程は、3/16(火) 16:00～ 議題については、改めて連絡をする。

以上

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会（第 23 回）の概要  
（令和 3 年 3 月 10 日開催）

議題 1. ガス安全高度化計画の取組状況等について

1. 安全高度化指標の達成状況

(1) 2020 年単年の事故発生状況及び指標に対する達成状況

安全高度化指標に対する達成状況は、過去 5 年の事故発生状況と比較すると概ね指標達成または指標に近づきつつあるが、供給段階における人身事故については指標と開きがある。

		過去の事故発生状況 (2010 年時点/年 (注 1))	安全高度化指標 (2020 年時点/年)	2020 年 事故発生状況	過去 5 年の 事故発生状況 (昨年度)	指標に対する 達成状況
全 体	死亡 事故	3.6 件	1 件未満	1 件	0.6 件 (0.8 件)	指標達成
	人身 事故	42.6 件	20 件未満	20 件	24.6 件 (26.8 件)	指標に 近づきつつある
消 費 段 階	死亡 事故	2.8 件	0.5 件未満	1 件	0.2 件 (0.2 件)	指標達成
	人身 事故	排ガス CO 中毒事故 13.6 件	排ガス CO 中毒事故 5 件未満	排ガス CO 中毒事故 2 件	4.2 件 (4.6 件)	指標達成
		排ガス CO 中毒事故以外 15.4 件	排ガス CO 中毒事故以外 10 件未満	排ガス CO 中毒事故以外 6 件	9.2 件 (10.2 件)	指標達成
供 給 段 階	死亡 事故	0.6 件	0.2 件未満	0 件	0.4 件 (0.6 件)	指標に 近づきつつある
	人身 事故	12.8 件	5 件未満	11 件	11.0 件 (11.8 件)	指標と開きあり
製 造 段 階	死亡 事故	0.2 件	0.2 件未満	0 件	0 件 (0 件)	指標達成
	人身 事故	0.8 件	0.5 件未満	1 件	0.2 件 (0 件)	指標達成

(2) ガス事業法に係る事故の原因

- ・製造段階における事故原因としては、**ガス切れや事業者の不注意等に起因する誤作動、ガス工作物の不備が多い。**
- ・供給段階における事故原因で最も多いのは、**他工事に起因するものであり、約 47%**を占めている。次いで本支管・供給管等の不備（経年等）によるものが約 20%となっている。
- ・消費段階では、**ガス漏えいによる着火等が約 97%で多数**を占めている。**排気ガスによる CO 中毒事故は約 3%**であるが、CO 中毒事故は人身被害に直結するものであり、重大な事故となるおそれがあるため、引き続き重点的な対策が必要である。

(3) 台風・豪雨発生時の対応力強化の取組状況（コミュニティーガス関係）

事象	期間	報告事業者数	臨時対応件数	供給支障事案
台風 10 号	9/5～9/8	65 事業者	65 件	0 件
台風 14 号	10/10	5 事業者	5 件	0 件

その他	9/4～10/12	3事業者	4件	0件
-----	-----------	------	----	----

(4) ガス安全高度化計画の振り返り

- ・日本ガス協会及び日本コミュニティーガス協会から2011年から2020年までのガス安全高度化計画に係る振り返りとして、製造、供給及び消費段階におけるガス事故の状況や災害への対応等保安への取組状況を報告した。

2. 2020年の都市ガス事故について

(1) 全体動向

①事故報告件数

事故報告件数は339件で、前年の441件より102件減少した。

このうちB級以上の事故は3件発生した（前年は2件）。

②死傷者数

死亡者を伴う事故は1件発生した（前年の死亡事故は2件）。

負傷者（CO中毒を含む。）を伴う事故は20件発生し、前年より11件減少した。

負傷者数は30人で、前年より9人減少した。

表一 1 ガス事故報告件数及び死傷者数

(単位：件、人)

発生年	06～10 年平均	11～15 年平均	16～20 年平均	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
製造段階事故件数	14.6	10.8	4.0	4	3	9	2	2
死亡事故件数(死亡者数)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	2.0(14.6)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
供給段階事故件数	149.2	189.3	237.6	240	222	225	278	223
死亡事故件数(死亡者数)	0.4(0.8)	1.0(1.0)	0.5(0.5)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	14.4(20.2)	16.0(28.0)	11(14.3)	12(13)	7(10)	12(17)	13(17)	11(14)
消費段階事故件数	149.6	394.5	169.8	224	181	169	161	114
死亡事故件数(死亡者数)	2.4(2.8)	0.3(0.3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
負傷事故件数(負傷者数)	29.0(56.4)	19.0(27.5)	14.8(22.5)	11(13)	14(18)	16(37)	18(22)	8(15)
うち、不完全燃焼	13.4	5	4.4	2	4	7	6	3
死亡事故件数(死亡者数)	1.4(1.8)	0.3(0.3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
負傷事故件数(負傷者数)	13.4(37.0)	4.8(11.5)	4.8(10.5)	2(2)	4(7)	7(24)	6(9)	2(8)
合計事故件数	313.4	594.5	411.4	468	406	403	441	339
前年比	85.00%	89.70%	-4.13%	-12.0%	-13.2%	-0.74%	9.43%	-23.13%
死亡事故件数(死亡者数)	2.8(3.6)	1.4(1.4)	0.5(0.5)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	1(1)
負傷事故件数(負傷者数)	44.2(78.6)	34.2(53.4)	25.8(36.8)	23(26)	21(28)	28(54)	31(39)	20(30)

表一 2 B級事故以上の報告件数

(単位：件)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
B級事故以上の報告件数	0	0	3	2	3
うち、死亡事故報告件数	0	0	0	2	1
製造段階事故件数	4	3	9	2	2
供給段階事故件数	240	222	225	278	223
消費段階事故件数	224	181	169	161	114
合計事故件数	468	406	403	441	339

(2) 各段階別の事故状況

①製造段階

事故報告件数は、2件で前年と同数であった。死傷者を伴う事故は、2010年から2019年の間、発生していなかったが、2020年はガス工作物の取扱い不備により、1名の負傷事故が発生した。

表-4 事業者属性別の製造段階事故 (単位: 件、人)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
一般ガス事業者事故件数 (2017年4月以降はガス製造事業者)	0	0	0	1	1
死亡事故件数(死亡者数)	0	0	0	0	0
負傷事故件数(負傷者数)	0	0	0	0	1(1)
コミュニティガス事業者事故件数	4	3	9	1	1
死亡事故件数(死亡者数)	0	0	0	0	0
負傷事故件数(負傷者数)	0	0	0	0	0
製造段階事故件数合計	4	3	9	2	2
死亡事故件数(死亡者数)	0	0	0	0	0
負傷事故件数(負傷者数)	0	0	0	0	1(1)

②供給段階

供給段階におけるガス事故報告件数は、223件と前年と比べて55件減少したものの、2020年の事故件数全体の約66%を占めた。

原因別にみると、**例年と同様に他工事による事故が最多**であり、**115件と前年より33件減少したが、供給段階事故の約52%**を占めた。また、経年劣化による事故を含むガス工作物の不備による事故は45件と前年より11件減少し、導管工事等の自社工事による事故は10件と前年と比べて1件増加した。

死傷者を伴う事故については、死亡事故は発生せず、負傷事故は11件と前年から2件減少したが、B級事故が1件発生した。

表-6 原因別の供給段階事故 (単位: 件、人)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
自社工事による事故	10	8	9	9	10
死亡事故件数(死亡者数)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	3(4)	1(2)	6(8)	5(7)	3(4)
ガス工作物の不備による事故	60	42	40	56	45
死亡事故件数(死亡者数)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	3(3)	0(0)	2(2)	2(2)	0(0)
他社工事による事故	100	101	93	148	115
事前照会有り	28	25	26	25	5
事前照会なし・不明	72	76	67	123	110
死亡事故件数(死亡者数)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	5(5)	5(6)	4(7)	5(7)	7(9)
その他	70	71	83	65	53
死亡事故件数(死亡者数)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	1(1)	1(2)	0(0)	1(1)	1(1)
供給段階合計	240	222	225	278	223
死亡事故件数(死亡者数)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	12(13)	7(10)	12(17)	13(17)	11(14)

### ③消費段階

消費段階事故は漸減傾向がみられるが、死傷者を伴う事故については、2015年以降発生していなかった死亡事故が2020年に1件（CO中毒事故）が発生した。2020年の人身事故件数は、前年より9件減少し9件、CO中毒事故件数は前年より3件減少し3件であった。

表-11 現象別消費段階事故 (単位：件、人)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
漏えい・着火	221	177	162	155	111
うち、人身事故	9	10	9	12	6
死亡者数	0	0	0	0	0
負傷者数	11	11	13	13	7
不完全燃焼(CO中毒)	2	4	7	6	3
うち、人身事故	2	4	7	6	3
死亡者数	0	0	0	0	1
負傷者数(※1)	2	7	24	9	8
その他・不明	1	0	0	0	0
うち、人身事故	0	0	0	0	0
死亡者数	0	0	0	0	0
負傷者数(※1)	0	0	0	0	0
<b>消費段階事故計</b>	<b>224</b>	<b>181</b>	<b>169</b>	<b>161</b>	<b>114</b>
うち、人身事故	11	14	16	18	9
死亡者数	0	0	0	0	1
負傷者数(※1)	13	18	37	22	15

※1 負傷者には、中毒者を含む。

### 3. 2019年度経年管対策の実施状況について（省略）

（出された意見等）

- ・供給段階、他工事について下げ止まり傾向になってしまっている。
- ・他工事防止について、地下埋設管に関しデジタル情報化して情報共有すべきではないか。
- ・本支管・供給管等の経年劣化事故が供給段階の20%あるのはもっと減少できるはず。
- ・学校にも経年埋設管が残存しているのは、避難所にもなるので、減少させていただきたい。
- ・学校の経年埋設管については、自治体・教育委員会と連携して取り組んでいただきたい。
- ・自社工事事故については、新人かベテランかで対応が異なると思われるので、こまめな対応をお願いしたい。

### 議題2. 次期ガス安全高度化計画について

#### 1. ガスの安全高度化の現状と検討の基本的方向

##### (1) 事故の原因

- ・製造段階における事故原因としては、ガス切れや事業者の不注意等に起因する誤作動、ガス工作物の不備が多い。
- ・供給段階における事故原因で最も多いものは、他工事に起因するものであり、約47%を占めている。次いで本支管・供給管等の不備（経年等）によるものが約21%となっている。

- ・消費段階では、ガス漏えいによる着火等が約97%で多数を占めている。排気ガスによるCO中毒事故は約3%であるが、CO中毒事故は人身被害に直結するものであり、重大な事故となる恐れがあるため、引き続き重点的な対策が必要である。

## (2) 保安対策の取組状況

### ・全体的取組

＜ガスシステム改革への対応＞新たに参入するガス小売事業者との連携や自主保安の実施状況の見える化など自主保安の推進

＜情報公開の徹底＞略

＜CO中毒事故の防止＞業務用厨房施設等におけるCO中毒事故連絡会議を通じた事故防止対策の要請

＜災害対策の拡充＞津波対策の追加、レジリエンス点検を踏まえた地震対策の強化

### ・製造・供給段階

＜経年管対策＞リスク評価に基づいた優先付けを踏まえ改善対策を実施。関係省庁、関係団体等と連携し、施設所有者・管理者等へ改善を働きかけ

＜経年製造設備対策＞定期的な検査を行い管理できるよう業界指針を充実化

＜他工事事故対策＞他省庁へ事故防止のための協力要請の実施、道路上対策として他工事企業者との協定書の締結促進など

＜自社工事事故対策＞事故防止のための事例集等の作成、好事例の水平展開、作業教育の徹底

### ・消費段階

＜周知・啓発＞略

＜安全型機器・設備対策＞安全型ガス機器（Siセンサーコンロ、エコジョーズ等）の普及促進。立ち消え安全装置を搭載した業務用コンロの開発・普及促進

### ・地震・津波対策

＜設備対策＞PE管取替え等による耐震化率の向上

＜緊急対策＞緊急停止判断基準を見直し、新基準の運用

＜復旧対策＞ガス防災支援システムの改修、開閉栓進捗管理システムの開発、マイコンメーター活用による合理的復旧手法の整備

## (3) ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク

2030年までを見通すと、下記の社会環境の変化やリスクが想定される。

### ①担い手や需要家等の構造変化

（工事担い手不足や高齢者・外国人比率の増加、新規参入事業者の増加による災害対応未経験者の増加等）

### ②ガスシステム改革による構造変化

（新規小売事業者の増加、導管部門分社化、連携意識の変化）

### ③新たなデジタル技術の導入に伴う変化

（スマートメーター、IoT、ビッグデータ、AIなど新たなデジタル技術の導入に伴う変化）

### ④自然災害の多発化・激甚化

（地震等に伴う二次災害発生・供給停止期間の長期化）

また、上記に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大下においても安全な事業継続は不可欠であり、新しい生活様式を考慮した対応が必要である。

#### (4) 安全高度化計画策定の基本的方向

##### ①各段階における対策の推進継続

各段階ともに高い保安レベルに達してきているため、特定の段階に特化するのではなく、各段階での対策の推進を継続する。

##### ②各主体の連携の維持・向上

国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等の各主体が、安全のために果たすべき各々の役割を明確化するとともに、相互に理解をし、連携の維持・向上を図りつつ、着実に実行することにより、十分な保安の確保を目指す。

##### ③保安人材の育成

ガスの保安の確保には、保安人材の日々の地道な活動が果たす役割が大きい。現状の高い保安レベルを保っていく上では、所要の知識・技能を有する人材がこれまで以上に欠かせないことから、保安人材の育成に引き続き注力する。

##### ④需要家に対する安全教育・啓発

安全啓発に関する効果的な教育・広報活動のあり方を検討し、その充実を図る。

## 2. 安全高度化目標・指標・実行計画

### (1) 安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。

### (2) 安全高度化指標

		安全高度化指標 (2030年時点/年)
全 体	死亡事故	0～1件未満
	人身事故	20件未満
消 費 段 階	死亡事故	0～0.5件未満
	人身事故	排ガスCO中毒事故 5件未満
		排ガスCO中毒事故以外 10件未満
供 給 段 階	死亡事故	0～0.2件未満
	人身事故	5件未満

製造段階	死亡事故	0～0.2 件未満
	人身事故	0.5 件未満

### (3) 実行計画 (アクションプラン)

#### 1. 製造段階のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
<b>■設備対策</b>		
○高経年設備対応	・規定に沿った検査を実施することにより引き続き対応を実施	事業者、製造者
<b>■保安教育</b>		
○特定製造所での供給支障対策	・作業ミス低減のための教育・訓練	事業者
○保安教育の再徹底	・保安教育を実施することにより引き続き対応を実施	事業者、製造者

#### 2. 供給段階のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
<b>■他工事事故対策</b>		
○共通対策	・他工事事故対策等に係る他省庁との連携 ・他省庁と連携した啓発活動の強化（法令に基づく届出等を通じた啓発活動）【新規】 ・ガス管照会サイトによる事前照会の促進【新規】 ・新たな人身事故事例にもとづく、より効果的な取組みの検討【新規】 ・他インフラ事業者等との連携【スマート保安】	国、事業者 事業者 事業者 国、事業者
○需要家敷地内対策	・動画等のツールを活用した他工事事業者、建物管理者等への周知活動の拡大	事業者
○道路対策	・動画等の周知ツールを活用した作業員レベルへの周知・教育の徹底 ・防護協定の締結	事業者 事業者
<b>■自社工事事故対策</b>		
○作業ミスの低減に重点を置いた教育・訓練の徹底	・自社工事に係る教育の徹底 ・ノウハウ集等の作成による自社工事に係るベストプラクティスの共有 ・着火リスクを考慮した動画等による作業者教育の徹底【新規】 ・人身事故防止のための遵守事項徹底状況の確認【新規】 ・事故防止支援ツールの体系的な整理と有効なツールの活用・定着【新規】 ・新たな人身事故事例にもとづく、より効果的な取組みの検討【新規】	事業者 事業者 事業者 事業者 事業者 事業者
<b>■経年管対策</b>		
○本支管対策	・個別事情により残存する路線について、引き続きフォロー対策促進（要対策ねずみ錆鉄管） ・対策実施に係る優先順位付け（維持管理ねずみ錆鉄管） ・リスクマネジメント手法を活用した維持管理対策の推進（腐食劣化対策管）	事業者 事業者 事業者
○灯外内管対策	・優先順位付けに基づいた対策実施の推進（保安上重要な建物）	事業者
<b>■地震対策</b>		
○設備対策	・耐震化率の向上	事業者

#### 3. 消費段階のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
<b>■機器・設備対策</b>		
○安全型機器・設備の更なる普及拡大	・安全型ガス機器（Siセンサーコンロ等）の普及 ・安全性の高いガス栓・接続具の普及 ・警報器の普及 ・高齢化社会への対応を含めた全需要家に対する安全技術の追求の検討【新規】 【スマート保安】	事業者、製造者、需要家 事業者、製造者、需要家 事業者、製造者、需要家 国、事業者、製造者、需要家
○自主保安の取り組み公表促進	・小売事業者の自主保安の取り組み公表【新規】	国、事業者
○業務用機器・設備の安全性向上	・CO中毒事故を防止するガス厨房安全システムの高度化検討 ・業務用レンジ（オープン部）への立ち消え安全装置搭載普及促進検討【新規】 ・立ち消え安全装置搭載業務用厨房機器の普及	国、事業者、製造者、需要家 事業者、製造者、需要家
<b>■周知・啓発</b>		
○家庭用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	・非安全型機器・経年設備の取替のおすすめ ・機器使用時の換気励行のお願い	国、事業者 国、事業者
○業務用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	・消費機器・給排気設備のメンテナンスのお願い ・換気の励行のお願い ・警報器の設置のおすすめ、警報器作動時の対応	国、事業者 国、事業者
○関係事業者の安全意識向上のための周知・啓発	・（主に給排気設備の）設備設計・工事に関する指導 ・（建物塗装養生時等の）注意事項に関する周知・啓発	国 国、事業者

#### 4. 災害対策のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
<b>■地震対策</b>		
○設備対策	・低圧本支管の耐震性向上 ・他省庁と連携した、耐震化工事進捗 向上に資する規制 の合理化の検討	事業者 国、事業者
○緊急対策	・地震時緊急対応システムの更新と訓練の実施 ・新たな緊急停止基準の確実な運用 ・マイコンメーター感震遮断の適正化に資する技術検討	事業者 事業者 事業者
○復旧対策	・事業者間の連携強化と迅速な復旧見直し検討に向けた演習の実施 ・復旧関連システムの更新と訓練の実施 ・情報発信訓練の実施	事業者 事業者 事業者
○共通	・復旧作業の合理化検討 ・防災訓練の実施 ・新たな知見の収集と対策への反映	国、事業者 事業者 国、事業者
<b>■台風・豪雨対策</b>		
○台風・豪雨対策	・情報連絡訓練を通じた台風・豪雨対応力の強化 ・ハザードマップ活用によるガス工作物の所在の再確認、把握	事業者 事業者
<b>■災害・事故対策</b>		
○災害・事故対策	・臨時製造訓練の実施	事業者

#### 5. 共通項目のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
○保安人材の育成	・保安を担う国家資格制度の維持・改善 ・国家資格を基盤とした、全段階における、人材 育成の維持・改善	国 事業者
○需要家に対する安全教育・啓発	・ガスの取り扱いや換気の必要性等に関する基本情報の継続発信	国、事業者
○事故情報の活用・公開	・事故分析の高度化に向けた改善 ・情報公開・提供の仕組みに関する絶えざる改善	国、事業者 国、事業者
○水素インフラの動向把握	・水素インフラの今後の動向の把握	国、事業者
○サイバーセキュリティ対策	・製造・供給に係る監視・制御系システムのサイバーセキュリティ教育・訓練の実施 ・新たな監視・制御系システム導入に伴うサイバーセキュリティリスク等への対応	事業者 事業者
○スマート保安の活用	・スマート保安官民協議会で定めたスマート保安アクションプランの推進【スマート保安】	国、事業者、関係者等

(出された意見等)

- ・首都直下や南海トラフ等の地震が起きた際、どう対応するかを明記すべきではないか。
- ・上記の場合は、復旧対応はこれまでの方法と異なる可能性も考えられるので、最適な復旧対策のための設備対策や緊急対策を検討する必要があるのではないか。
- ・復旧の合理化については、ガス単体ではなく埋設管全体に広げることも必要ではないか。その際には ICT 等の他、ロボットも取り入れる必要があるのではないか。
- ・他工事については、国交省との連携が必要であり、また、外国人の作業員へは一目で危険が分かるようにすることも必要ではないか。
- ・スマート保安が導入されても不具合は想定されるので、現場確認等は必要になってくると思われる。

#### 議題3. その他

##### 1. 保安規制の見直しについて

- ・スマート保安官民協議会においては、スマート保安の観点からアクションプランや規制の総点検について着実に進めていくこととした。また、産業保安を巡る様々な環境変化の中で、産業保安に係る規制に関し、いわゆるスマート保安の観点から更に対象を拡大し、あらゆる規制上の必要な課題を見直す「規制の総見直し」を実施したところ、日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会、電気事業連合会等から多数の要望をいただいた。
- ・主として、電力、都市ガス、高圧ガス（石油精製・石油化学コンビナート）、液化石油ガス等の産業保安に係る規制体系のあり方を横断的に検討する観点から、産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会の下に、新たに「産業保安基本制度小委員会」を設置。①スマート保安（保安のテクノロジー化）の促進、②新たな保安上のリスク分野への対応強化、③災害対策・レジリエンスの強

化、④カーボンニュートラルに向けた保安規制面での環境整備に関し、産業保安に係る規制体系のあり方を横断的に検討することとしている。

## 2. レジリエンス点検を踏まえた地震対策の提言事項等への対応状況について（略）

### 3. 福島県沖を震源とする地震の被害状況について

- ・都市ガスは、面的な供給停止を行うことなく、供給を継続。漏えいが少数確認されたが、適切な緊急対応により、二次災害は発生していない。
- ・コミュニティーガスについては供給停止が2団地で生じたが仮供給により供給は継続。
- ・石油資源開発(株)相馬 LNG 基地において、製造支障が発生し、隣接する福島ガス発電(株)の福島天然ガス発電所向け燃料ガスの供給支障が生じたが、都市ガス用については新潟方面からの送出量調整により供給支障は発生せず、影響はなかった。

以上

2021年2月25日

(一社)日本コミュニティーガス協会

## 福島県沖を震源とする震度階6強を観測する地震について

## 1. 地震の概要

2月13日に発生した福島県沖の地震の概要は下記のとおり。

項目	内容
発生日時	2月13日 23時07分
震源	福島県沖
最大震度階	震度6強
地震の規模(マグニチュード)	M7.3
震源の深さ	55km

## 2. 震度5弱以上に存するコミュニティーガス団地

震度6強を観測した宮城県、福島県を含め震度5弱以上を観測したのは東北及び関東地方で7県であり、震度5弱以上を観測した地域に存するコミュニティーガス団地についても7県(岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県)にわたり、延べ110事業者、422団地であった。

震度階	事業者数	団地数	登録地点数
震度6強	4	6	948
震度6弱	36	123	31,590
震度5強	44	150	38,704
震度5弱	57	143	39,098
計	141 (110) <sup>(※)</sup>	422	110,340

(※) 事業者数は震度階毎の集計のため合計には重複があり、合計のカッコ内の数値は重複なしの事業者数である。

## 3. 感震自動ガス遮断装置の作動状況

特定製造所の感震自動ガス遮断装置が作動したのは12団地であり、内訳は以下のとおり。

震度階	団地数	感震自動ガス遮断装置が 作動した団地数		
		団地数	数	
震度6強	6	0		
震度6弱	123	7	福島県福島市(22団地)	1
			福島県郡山市(31団地)	4
			福島県本宮市(4団地)	1
			福島県伊達郡川俣町(3団地)	1

震度階	団地数	感震自動ガス遮断装置が 作動した団地数	
		震度 5 強	150
震度 5 弱	143	2	宮城県富谷市(4 団地) 1 茨城県那珂市(6 団地) 1
計	422	12	

#### 4. コミュニティーガス団地の被害状況

13 日深夜の地震発生直後からの緊急対応の結果、コミュニティーガス団地については 422 団地中 2 団地が地震動による被害を受け、当該団地の復旧対応により仮設供給を含め翌日中にガス供給が再開され、現在においては本復旧が終了した。詳細は以下のとおり。

No.	登録地点数 (調定数)	震度階	所在	被害状況
1	166 (82)	6 弱	福島県 郡山市	5 階建て県営住宅 1 棟のうち、灯外内管損傷によるガス漏えいが発生し、20 戸のガス供給を停止した。10 戸ずつ（仮設容器 2 ヶ所）の仮供給を実施(14 日)。 損傷箇所の復旧工事が終了し、20 日から供給再開。
2	241 (193)	6 弱	福島県 郡山市	圧力降下が認められ、全戸ガス供給を停止中であったが、4 棟については漏えいは無く、残り 5 棟において漏えいが認められたため、仮設供給を実施(14 日)。 16 日に漏えい 2 箇所を特定し、修繕を完了し、17 日から供給再開。

2021年3月11日

(一社) 日本コミュニティーガス協会

## 2020年「コミュニティーガス事業のガス事故発生状況」について

### 1. ガス事故発生件数

2020年（1月～12月）のガス事故発生総件数は19件であり、前年（20件）より1件の減少であった。

### 2. 各段階別の事故状況

#### ①製造段階 1件（前年1件）

##### 【内訳】

・ガス切れ	0件（前年0件）
・ガス工作物の誤操作(バルブ開放忘れ等)	1件（前年0件）
・感震遮断装置の誤作動	0件（前年0件）
・ガス工作物の不備	0件（前年0件）
・その他	0件（前年1件）

##### 【考察】

製造段階のガス事故は1件発生し、前年と同数であった。

当該事故は、配送委託会社において容器交換を実施した際、通常と異なる者が担当し、ガス工作物（二段二次調整器）を誤操作したことにより、供給支障に至ったものである。本事例から配送を委託している場合、配送を実施する者がガス事業者の行う保安教育等を受けているかどうかにも留意することが望まれる。

#### ②供給段階 13件（前年18件）

##### 【内訳】

・他工事	9件（前年11件）
・導管工事	1件（前年3件）
・ガス工作物の不備	1件（前年2件）
・自然現象	0件（前年0件）
・その他	2件（前年2件）

##### 【考察】

供給段階のガス事故は13件発生し、前年から5件減少であった。

他工事9件については、敷地内工事7件及び道路上工事2件であり、また、事前照会なく事故に至っているものが7件であった。需要家並びに他工事業者への周知啓発を継続して実施していく必要がある。

導管工事及びガス工作物の不備についてはそれぞれ1件の件発生であり、前年から減少した。また、その他としてサンドブラスト現象による供給支障、需要家敷地内の樹木

の根により灯外内管が損傷し、爆発に至る事故が発生した。

③消費段階 5件（前年1件）

【内訳】

- ・風呂釜の繰り返し点火による異常着火 4件（前年1件）
- ・未使用ガス栓の誤開放 0件（前年0件）
- ・その他 1件（前年0件）

【考察】

消費段階のガス事故は5件発生し、前年から4件の増加であった。

近年多発するバランス式風呂釜の繰り返し点火による異常着火による事故は4件であった。引き続き、保安向上キャンペーンで活用したチラシ、ステッカー等による周知を実施するとともにその他消費機器の使用時の注意事項についても併せて啓発していくことが望まれる。

### 3. 人的被害

- ・死亡（酸欠） 0名
- ・CO中毒 0名
- ・負傷（酸欠） 0名
- ・負傷（火傷） 作業員 3名  
需要家 0名

以上

## コミュニティガス事業の事故状況集計表

2020年〔年間計〕 - 2020年1月1日～12月31日 -

1/3

作表 2021年3月11日

### 1. 支部別の事故件数

	合 計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
<b>2020(1～12月)</b>	<b>19</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>0</b>
(2020 上期1～6月)	6	1	1	2	0	0	0	1	0	1	0
(2020 下期7～12月)	13	1	2	4	1	0	2	0	1	2	0
2019 1～12月	20	3	1	4	1	1	3	1	1	5	0
2018 1～12月	40	5	3	12	4	0	4	3	1	6	2
2017 1～12月	19	2	0	9	1	1	1	1	0	2	2
2016 1～12月	36 (8)	1	3	12	0	0	3	5	0	11 (8)	1
2015 1～12月	36	4	2	13	2	1	5	2	1	2	4

※ ( ) 内の数値は平成28年熊本地震による事故件数

### 2. 製造段階の事故件数

年 別 原 因 別	2020年		こ の う ち				2015年 [年間計]	2016年	2017年	2018年	2019年
	[年間計] 1～12月	供給支障 件数	引火件 数	人的被害(人)							
				死者	中毒・酸欠	傷者					
自然現象	暴風雨										
	地震										
	水害・山崩れ										
	その他										
火 災											
停 電											
ガス 工作物 の不 備	製作不完全										
	施工不完全									1	
	自然劣化										
	保守不備							1	1	2	
ガス切れ							1	1	2		
ガス工作物の誤操作	<b>1</b>	1					1				
感震ガス遮断装置 の誤作動							3	2		4	
他 工 事											
地盤の不等沈下											
交通量の激化											
導管工事											
外的要因									1		
保安閉栓							1				
その他											1
計	<b>1</b>	1	0	0	0	0	5	4	3	9	1

### 3. 供給段階の事故件数

2/3

年 別 原 因 別	2020年 [ 年間計 ] 1～ 12月	こ の う ち					2015年 [年間計]	2016年	2017年	2018年	2019年
		供給支障 件数	引火件 数	人的被害（人）							
				死者	中毒・酸欠	傷者					
自然現象	暴風雨										
	地震						8				
	水害・山崩れ						1				
	その他						1				
火 災											
停 電											
ガスの 不備 工作物	製作不完全										
	施工不完全						1				
ガス 工作物の 保守不備	自然劣化	1	1				2	2		1 2	
	保守不備										
ガス工作物の誤操作											
他 工 事	9	5	1			3	15	12	7	12 11	
地盤の不等沈下											
交通量の激化											
導管工事	1	1	1				1	4	2	1 3	
その他	2	1	1				2		1	2 2	
計	13	8	3	0	0	3	22	27	10	16 18	

### 4. 消費段階の事故件数

年 別 原 因 別	2020年 [ 年間計 ] 1～ 12月	こ の う ち					2015年 [年間計]	2016年	2017年	2018年	2019年
		供給支障 件数	引火件 数	人的被害（人）							
				死者	中毒・酸欠	傷者					
こんろ	漏えいガス										
	不完全燃焼										
	自 殺										
ふろがま	漏えいガス	4	4				6	4	5	9 1	
	不完全燃焼							1			
	自 殺										
湯沸器 (大)	漏えいガス									2	
	不完全燃焼										
	自 殺										
湯沸器 (小)	漏えいガス										
	不完全燃焼										
	自 殺										
ストーブ	漏えいガス									1	
	不完全燃焼										
	自 殺										
ガス栓	漏えいガス	1	1				2	1		1	
	不完全燃焼										
	自 殺										
その他	漏えいガス						1			2	
	不完全燃焼										
	自 殺										
計	5	0	5	0	0	0	9	5	6	15 1	

## 5. 段階別事故件数および人的被害数

3/3

		2020年 [ 年間計 ] 1～12月	2015年 [ 年間計 ]	2016年	2017年	2018年	2019年
製造	事故件数	1 件	5 件	4 件	3 件	9 件	1 件
	死者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	中毒・酸欠	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	傷者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	死傷者計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
供給	事故件数	13 件	22 件	27 件	10 件	16 件	18 件
	死者	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	中毒・酸欠	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人
	傷者	3 人	2 人	6 人	0 人	1 人	0 人
	死傷者計	3 人	3 人	6 人	0 人	1 人	2 人
消費	事故件数	5 件	9 件	5 件	6 件	15 件	1 件
	死者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	中毒・酸欠	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人
	傷者	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人	0 人
	死傷者計	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人	0 人
合計	事故件数	19 件	36 件	36 件	19 件	40 件	20 件
	死者	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	中毒・酸欠	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	2 人
	傷者	3 人	2 人	6 人	0 人	3 人	0 人
	死傷者計	3 人	3 人	6 人	1 人	3 人	2 人

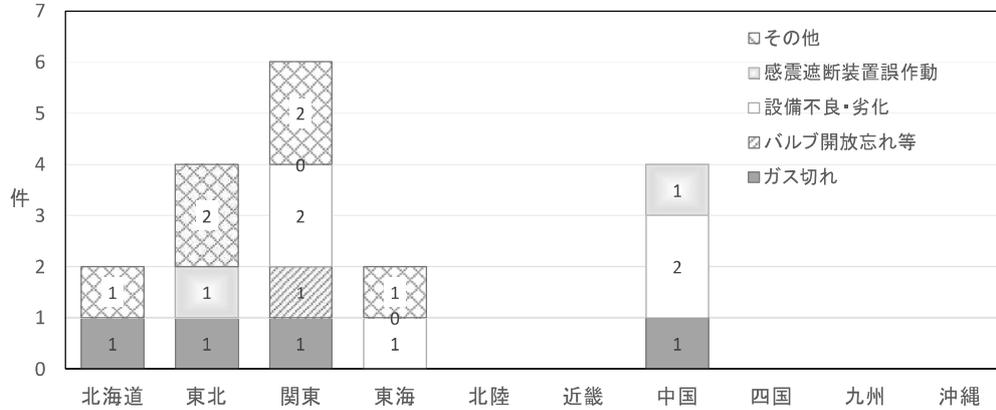
# 過去5年間(2016~2020年)の事故発生状況について

## 1. 製造段階事故

### (1) 過去5年間の事故件数

製造段階の5年間の事故件数は18件であり、支部別にみると、関東(6件)、東北(4件)、中国(4件)については比較的多い件数であった。

原因別では、ヒューマンエラーに関しては7件であり、ガス切れが4件であった。



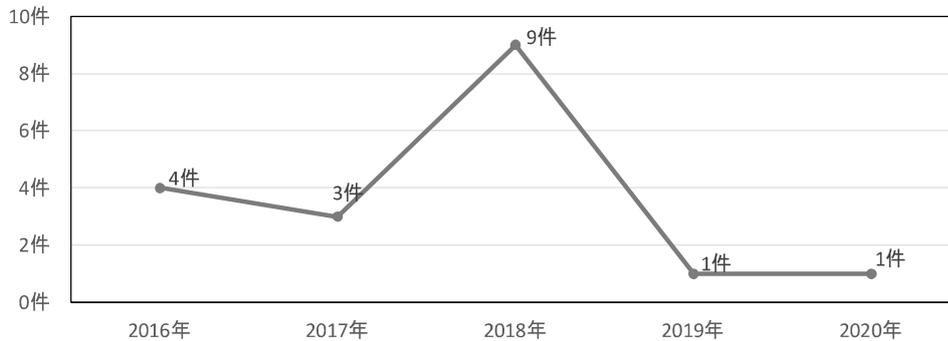
事故発生率※ 0.6% 0.7% 0.3% 0.3% 0.0% 0.0% 0.6% 0.0% 0.0% 0.0%

※ 事故発生率=(事故件数)÷(支部全地点群数)×100

### (2) 事故件数の推移

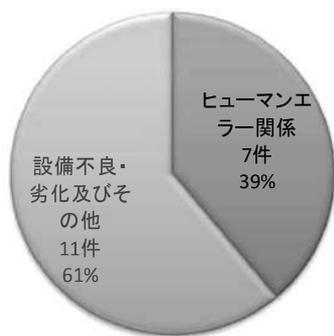
#### ① 製造段階の事故件数推移

事故件数は前述のとおり18件であるが、2018年がその半数を占めており、2020年は前年と同様1件の発生であった。

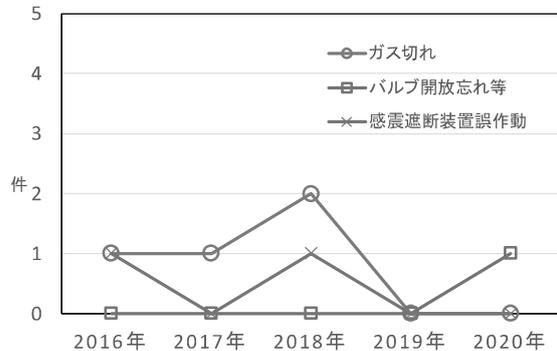


#### ② 原因別事故件数推移

5年間の製造段階の事故において、ヒューマンエラー(HE)によるものは約4割であり、HE以外の設備不良・劣化及びその他(原因不明のもの等)は約6割であった。HEに起因する事故に関し原因別にみると、2019年以降はバルブ開放忘れ等のガス工作物の誤操作によるものであった。

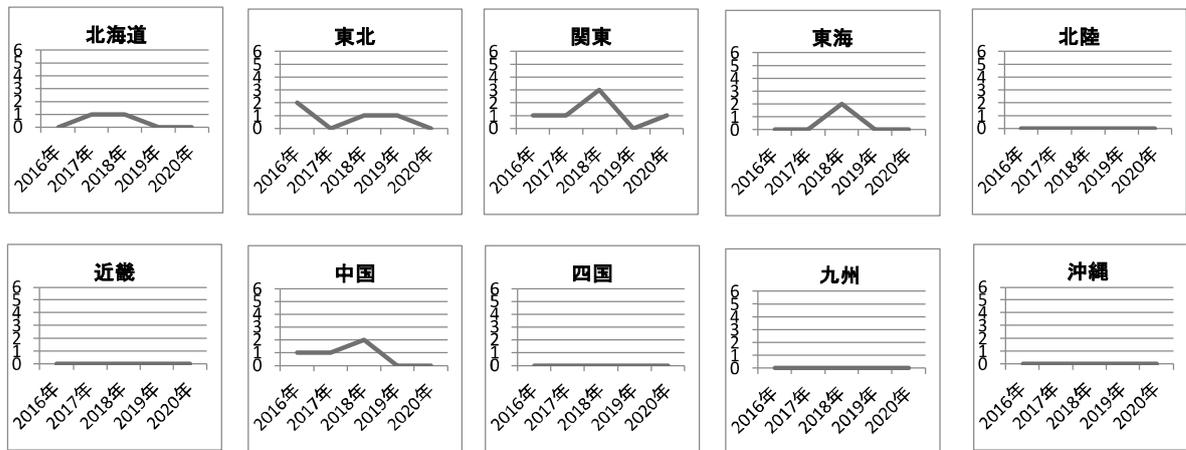


(\*)ヒューマンエラー  
①ガス切れ  
②バルブ開放忘れ等  
③感震遮断装置誤作動



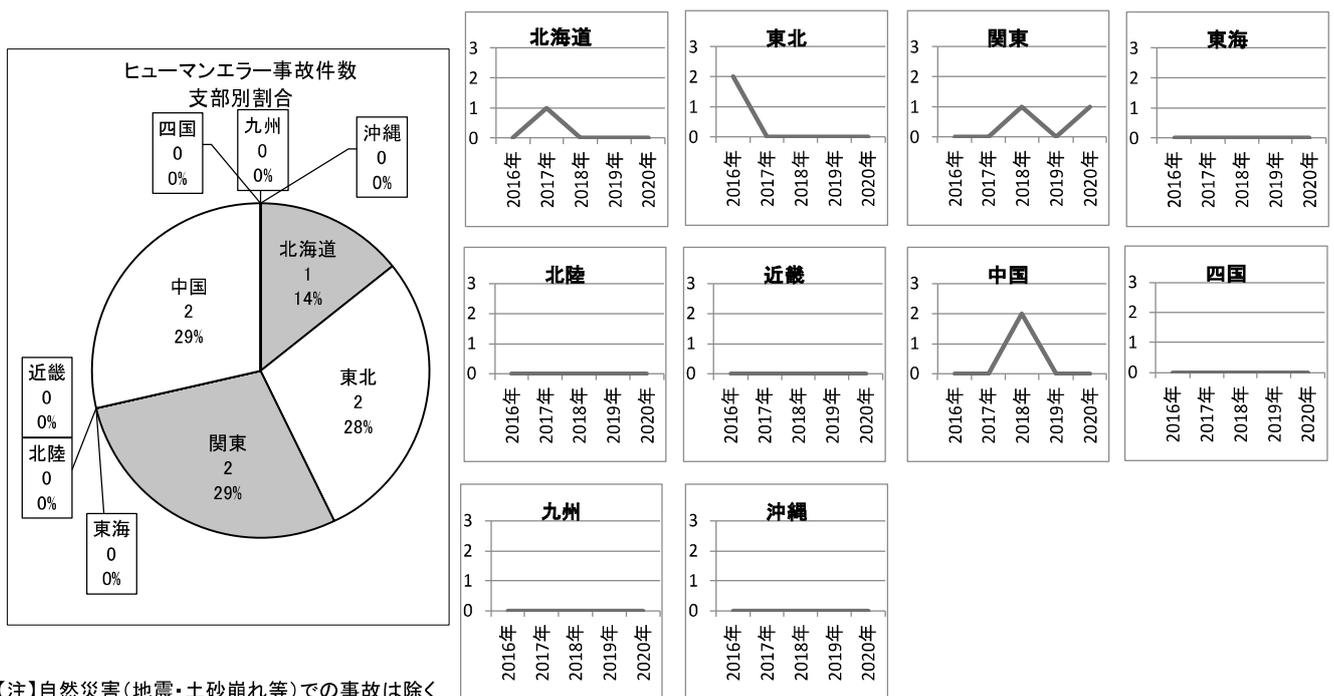
③各支部ごとの事故件数推移

製造段階では2019年、2020年ともに1件の発生であったことから、どの支部も減少傾向であり、また、5年間では、5支部で事故件数ゼロであった。



(3) ヒューマンエラー事故について(ガス切れ+バルブ開放忘れ等+感震遮断装置誤作動)

ヒューマンエラーに起因する事故に関しては6支部で事故ゼロであった。その他の支部では5年間で1件ないし2件の発生であった。

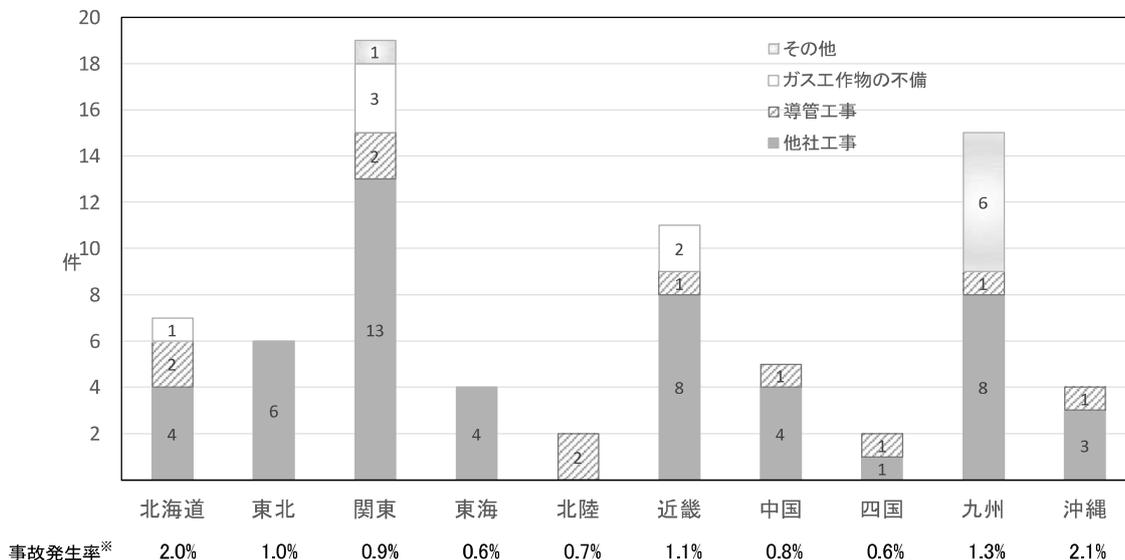


【注】自然災害(地震・土砂崩れ等)での事故は除く

## 2. 供給段階事故

### (1) 過去5年間の事故件数

供給段階における5年間の事故件数は75件であり、支部別にみると関東支部が19件、九州支部が15件と多いものの、支部の地点群数に対する事故件数(事故発生率)は、北海道及び沖縄支部が高い結果となった。(全国ベースの事故発生率(全国の地点群数に対する5年間のガス事故総件数)は1.0%)

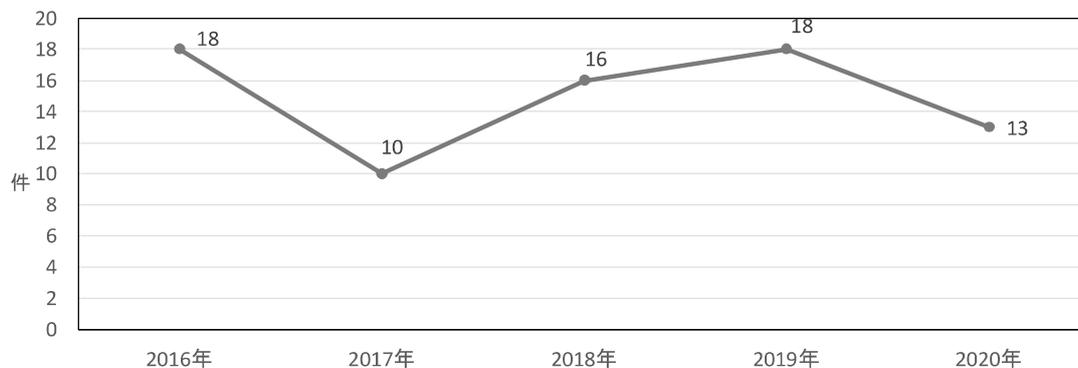


※ 事故発生率=(事故件数)÷(支部全地点群数)×100

### (2) 事故件数の推移

#### ① 全体の事故件数推移

ガス事故件数については、2020年は13件発生し前年より5件減少したものの、全体の推移としては平均15件発生となっており、依然として供給段階の事故は多い。

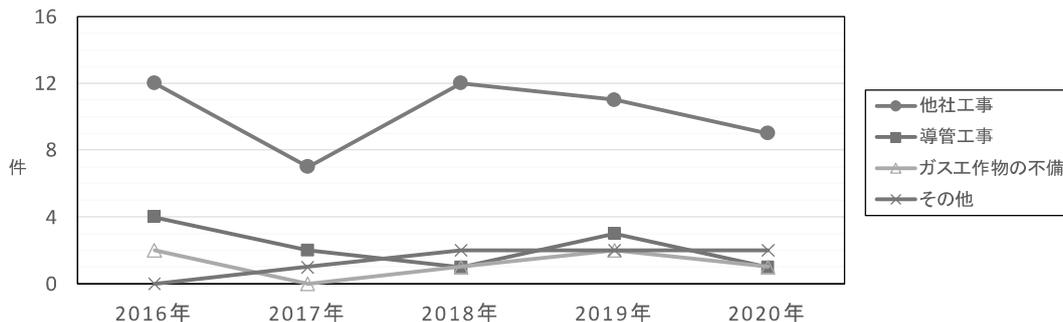


(※)2016年の事故件数は、地震等自然現象に起因する事故件数(9件)は除外しています。

#### ② 原因別事故件数推移

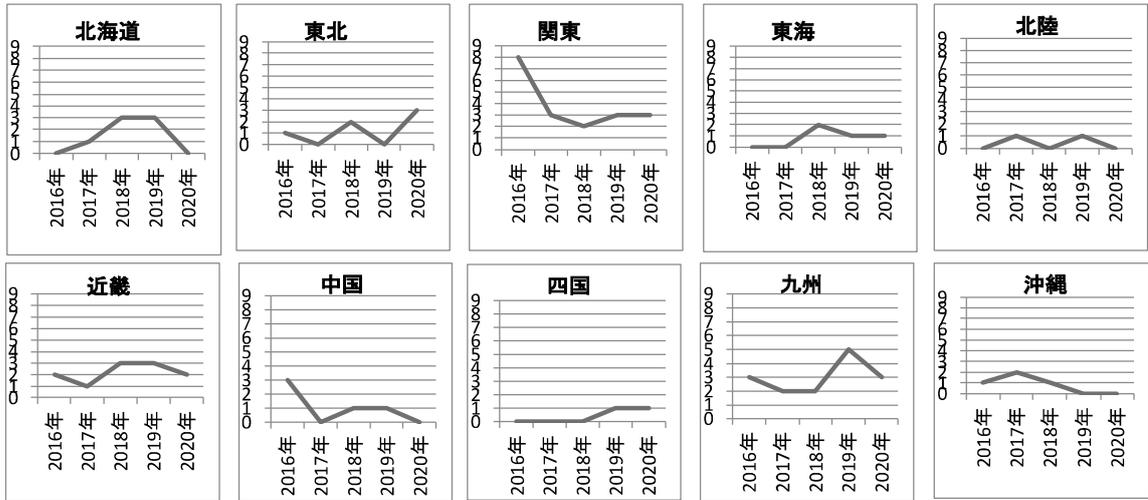
他社工事事故は2020年は9件発生し、前年から2件減少したが、5年間では51件発生しており、供給段階における事故件数の約68%となった。

また、導管工事事故は平均すると年に2件程度発生している。



③各支部ごとの事故件数推移

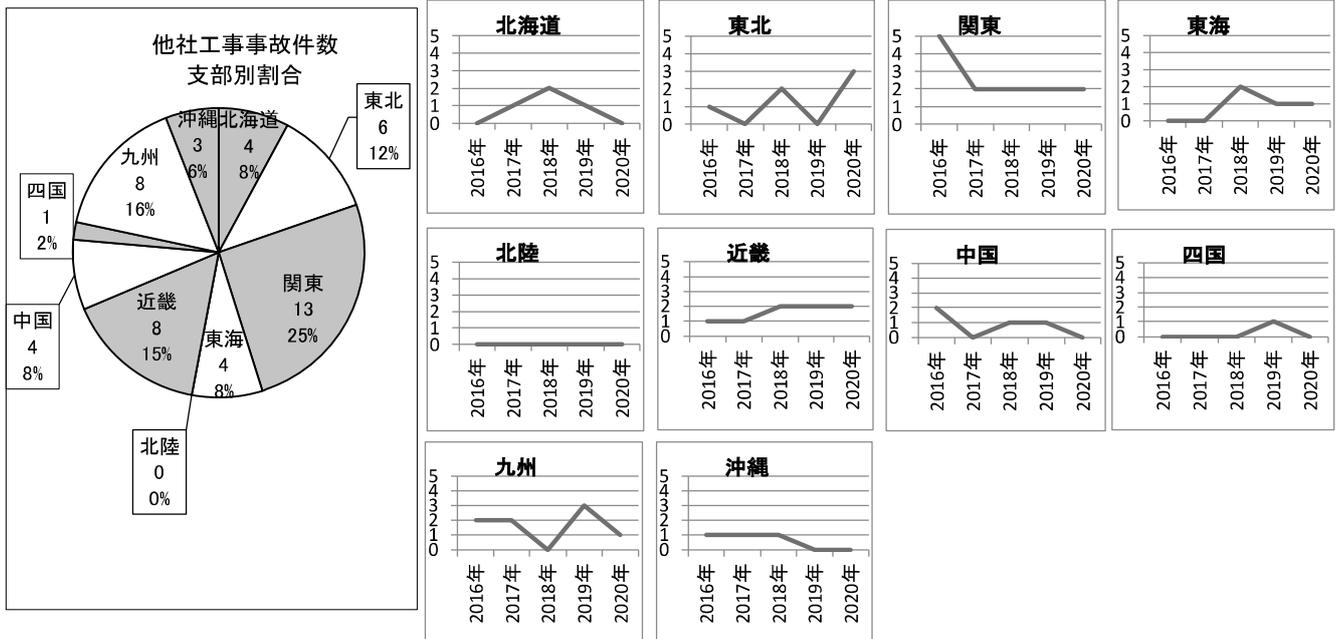
5年間の推移をみると関東支部は減少傾向であるが、件数は比較的多く、また、九州支部も前年から減少しているものの比較的件数は多い。その他の支部は0～3件を推移している。



(3) 他社工事事故について

事故件数は、関東、近畿及び九州支部が比較的多い。

北陸支部は5年間で他社工事事故は発生しておらず、その他の支部については0～2件を推移している。



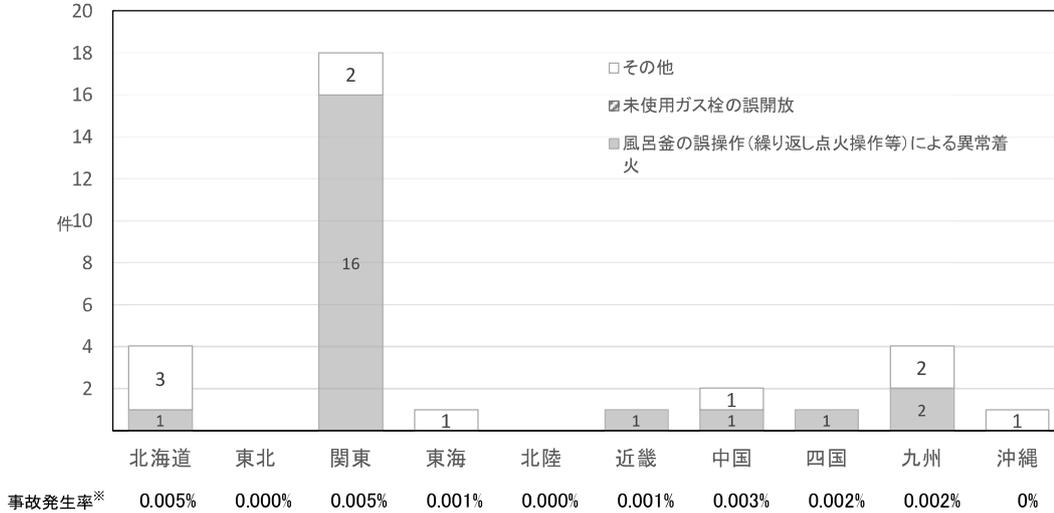
【注】自然災害(地震・土砂崩れ等)での事故は除く

### 3. 消費段階事故

#### (1) 過去5年間の事故件数

消費段階の事故は5年間で32件発生しており、そのうち風呂釜の誤操作による異常着火が22件であり約69%であった。一方、未使用ガス栓の誤開放は発生していない。

また、支部別では関東支部が18件と半数以上を占め、その他の支部については数件程度であった。

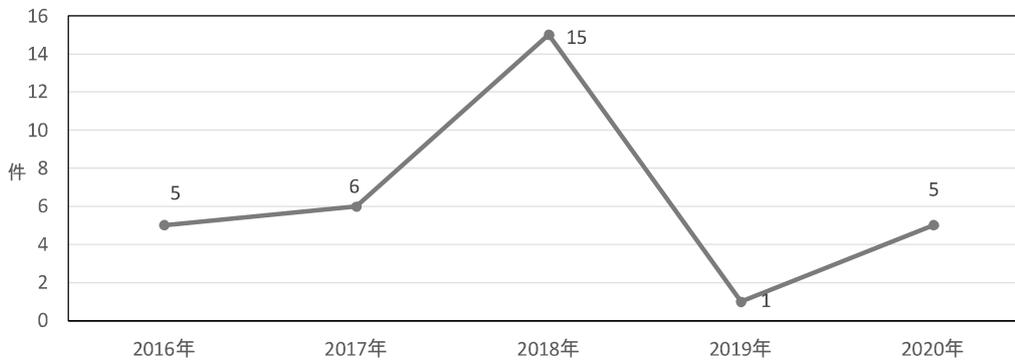


※ 事故発生率=(事故件数)÷(支部全調定数)×100

#### (2) 事故件数の推移

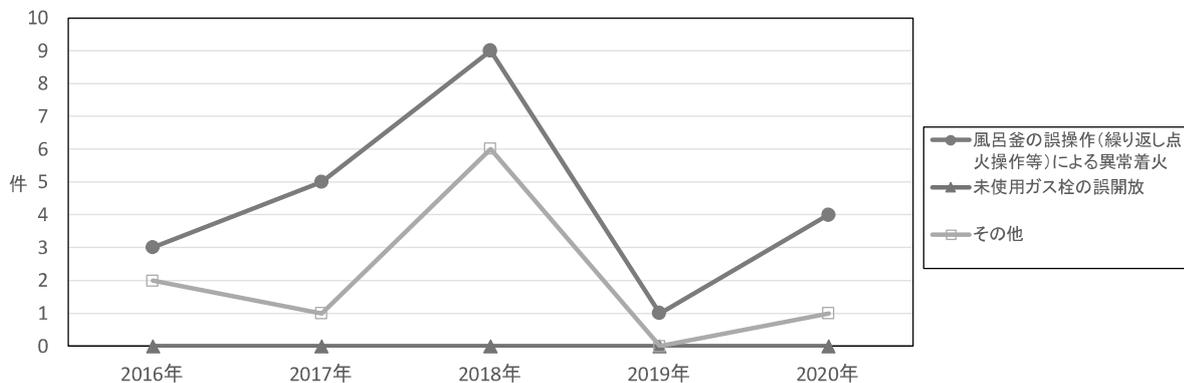
##### ① 全体の事故件数推移

ガス事故件数については、2020年は5件であり、前年から4件増加した。平均すると年に6件程度発生している。



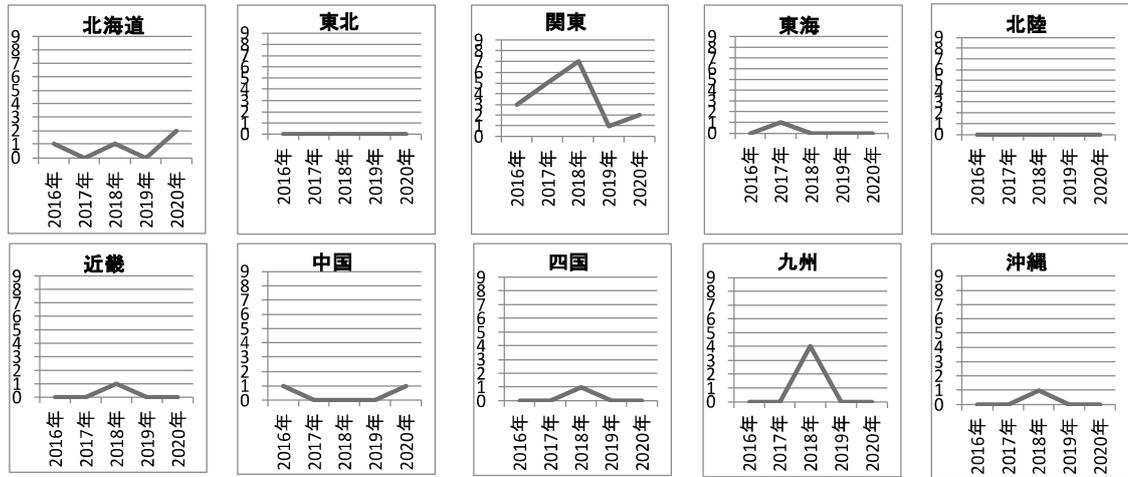
##### ② 原因別事故件数推移

風呂釜の異常着火については、2020年は4件の発生であり、前年から3件増加した。また、未使用ガス栓の誤開放については、2015年に2件発生した以降は発生していない。



③各支部ごとの事故推移

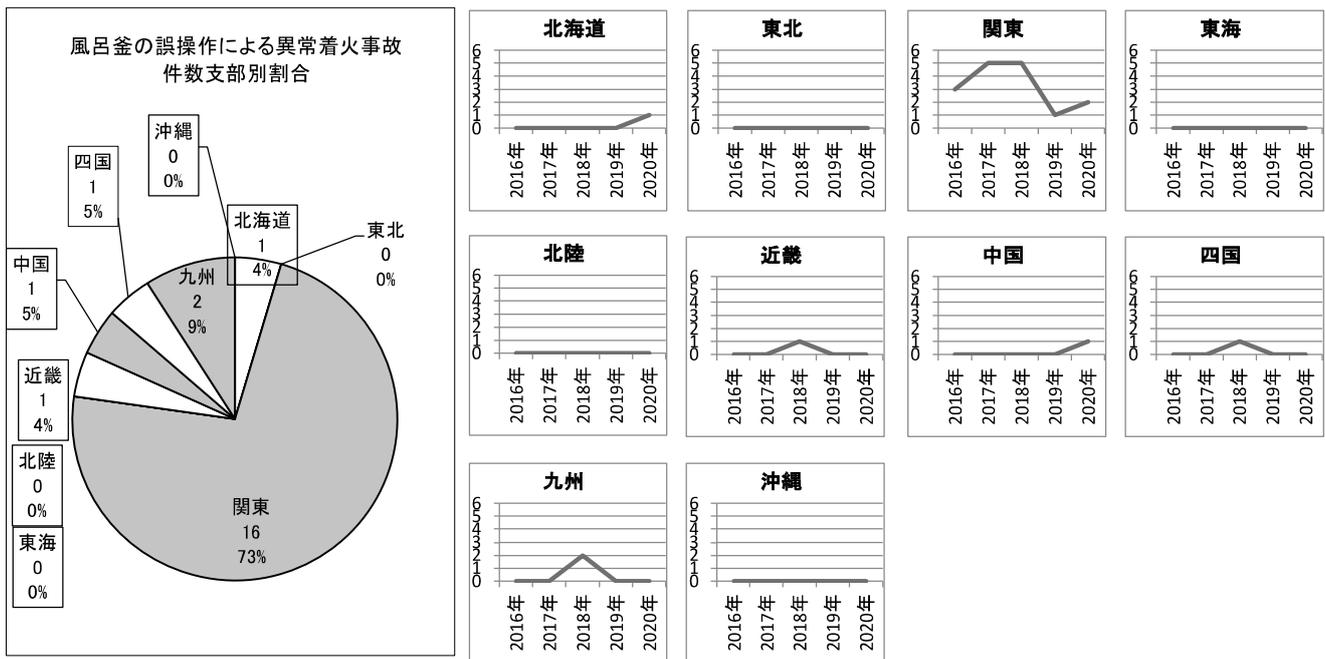
関東支部は比較的件数が多く、九州支部も2018年に4件発生しているものの、2019年と2020年は事故が減少している。その他の支部は数件の発生である。



(3) 風呂釜の誤操作による異常着火事故について

5年間の風呂釜の誤操作による異常着火事故は22件であり、そのうち関東支部が16件、73%であった。

東北、東海、北陸及び沖縄支部については5年間で事故が発生しておらず、その他の支部については1件か2件の発生であった。



業 務 委 員 会 関 係  
2019年度 第5回 (2020/1/16)  
審 議 概 要

## I 審議事項

### (1) 2020年度事業計画案（業務関連）、具体的な普及促進取組案について

業務部の事業計画案について事務局より説明し、了承された。

### (2) 2020お客様クイズキャンペーンについて

具体的な取組みの1つである「お客様クイズキャンペーン」について、資料を基に説明した。また、協会の予算面から参加事業者を募った結果で実施の有無を判断することも説明したが、2年連続の実施について問題となった。

## II 報告事項

### (1) ガス事業制度検討WG（第11回）について

ガスシステム改革の現状と今後の課題の審議概要について、事務局より説明した。

### (2) 経過措置料金規制指定団地の指定解除について

2020年6月1日までに見込まれる指定団地数・自由化団地数及び特別な事後監視対象団地数の推移について事務局より説明した。

### (3) ガスの適正な取引の確保について

電力・ガス取引監視等委員会から、令和元年度第1四半期(平成31年4月～令和元年6月)を対象とした「特別な事後監視」の結果公表について、事務局より説明した。

### (4) 標準係数の改定について

資料に基づき、ガス市場整備室との打合せ経過を説明した。また、ガス市場整備室からは「値上げの結論になる」「使用する可能性が少ない」だけでは見直さない理由としては弱いため、改定したほうが良いとの希望であった。よって、最低限の改定を行う方向であることを説明した。

### (5) 営業事例収集紹介の進捗状況について

営業事例収集紹介実績の進捗状況について事務局より説明した。

### (6) 感謝クイズキャンペーンの進捗状況について

「感謝クイズキャンペーン」の最終申し込み状況（応募総数：7,285通、有効正解者数6,924通）を報告した。資料の通り、地区毎の応募正解者数の割合により、支部別当選者数を決定し、本日の理事会終了後、抽選会を実施することを説明した。

**(7) コラボ活動について**

「第13回親子クッキングコンテスト」の全国大会の開催概要、「ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業」の調査発表会、「エネファーム全国普及推進説明会」開催について、事務局より説明した。

**(8) 事業用原料の需給・価格変動等について**

事業用原料の需給・価格動向等（海外マーケット動向）について、安澤委員より説明された。

**(9) その他**

特になし。

以 上

業 務 委 員 会 関 係  
2020年度 (2020/7/8)  
意 見 交 換 会 概 要

I 審議事項

(1) 特になし

II 報告事項

(1) 収益認識基準について

ガス事業会計規則改正の要否に関するアンケートの中間報告をした。今のところ改正を要望する会社が多い状況である。

(2) ガス関係報告規則について

これまでの経緯と今後の見込みにつき説明した。

問題は、自由料金メニューのシェアが増加傾向にあり、事業者が努力したにもかかわらず、気温の影響により努力の成果が見えないことが問題となっている。

(3) 感謝クイズキャンペーンアンケート集計について

集計方法等につき、業務部案を叩き台として、ご意見を伺うとともに、発表方法について意見を伺った。

(4) 第3回業務委員会地方開催の件

現時点での開催案を基に開催の可否についての意見徴収と、開催する場合の注意事項等を確認した。

9月開催の理事会が書面又はWEB開催になる場合には業務委員会もそれに倣う方向。

(5) 業務委員会のWEB開催について

委員各社のWEB会議の状況を確認し、業務委員会のWEB開催の可否及び、使用システムについてご意見を伺った。

協会としてはシステム関係のサポートを依頼している大塚商会と相談し、ZOOMを採用する予定。

(6) 業務委員長を選出等について

今年は改選期に当たるため、委員長の改選を予定していた。今回は委員会ではないため結論を出すわけにはいかないが、事務局として特段のご意見が無ければ安岡委員長に続投頂きたいと考えている。本件については改めて委員の皆様にご報告することとする。

以 上

業務委員会関係  
2020年度 第3回 (2020/10/8)  
審議概要

I 審議事項

(1) 特になし

II 報告事項

(1) ガス事業制度検討WG (第13回) について

「熱量バンド制」「一括受ガス」「スタートアップ卸」について、進捗および今後の課題等の審議概要を、事務局より説明した。

(2) 2050年に向けたガス事業の在り方研究会 (第1回) について

脱炭素やインフラ強靱化の要請、少子高齢化がもたらす需要構造変化など、ガス事業を取り巻く事業環境の急激な変化を踏まえ、長期展望（ビジョン作り）を示すのが狙い。都市ガスが主であるため、フォローはするがコミュガスに関連すると思われる事項についてのみ報告することとした。

(3) 経過措置料金規制指定団地の指定解除について

2021年3月1日までに見込まれる指定団地数・自由化団地数及び特別な事後監視対象団地数の推移について事務局より説明した。

(4) 令和元年度第4四半期特別な事後監視について

電力・ガス取引監視等委員会から、令和元年度第4四半期(令和2年1月～令和2年3月)を対象とした「特別な事後監視」の結果が公表されたため、事務局より説明した。

(5) ガスの小売供給契約の締結に係る適切な対応について (注意喚起)

東京電力EP・中部電力ミライズに対する業務改善勧告が行われ、供給条件の適切な説明と書面の交付について注意喚起があったことを説明した。

(6) 標準係数の改定および料金計算ツール改訂について

標準係数の見直しが行われ令和2年度料金算定規則が公布された。これを受け、Excel及びカナデンプレインの「供給約款料金算定ツール」を改訂したことを報告した。

(7) ガス事業会計規則 (収益認識基準) について

収益認識基準に関するアンケート結果の報告と、電気事業においては「検針日基準」の採用がさだめられていることから、ガス事業会計規則に同様の追記を行い、ガス事業においても「検針日基準」継続を日本ガス協会ともに当局に依頼しているが、その後の進展については情報が入っていないことを報告した。

(8) 「Q&A」第2ステップ⇒手引書概要について

コミュニティーガス事業申請の手引書作成に伴い、項目が不足しているか確認を依頼した。

(9) クイズキャンペーンお客様コメントの集計について

お客様からのコメントについての分類の確認を依頼した。

(10) コラボ活動について

- ① 「暮らしとまち未来会議」のWeb開催(10/28)への参加依頼。
- ② 「台所・お風呂の川柳」各賞の候補作紹介。表彰式は11/2。
- ③ エネファームの商品知識研修会の予定を報告。

(11) 事業用原料の需給・価格変動等について

事業用原料の需給・価格動向等(海外マーケット動向)について、兼委員より説明された。

(12) その他

- ・次回の業務委員会について

12月9日14:00~で予定。

協会会議室でのリアル会議&Web併用開催を検討する。

以上

業 務 委 員 会 関 係  
2020年度 第4回 (2020/12/9)  
審 議 概 要

## I 審議事項

### (1) 2021年度業務部事業計画案について

表記について、業務部の事業計画基本方針案について事務局より説明し了承を得た。

## II 報告事項

### (1) 制度設計専門会合（第52回）について

「ガス大手3者の小売経過措置料金規制に関する検討」について、事務局より説明した。

### (2) ガス事業制度検討WG（第14回）について

「追加検討事項」「改正法の施行の状況」「法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策」「需給状況」について、進捗および今後の課題等の審議概要を事務局より説明した。

### (3) 経過措置料金規制指定団地の指定解除について

2021年3月1日までに見込まれる指定団地数・自由化団地数及び特別な事後監視対象団地数の推移について事務局より説明した。

### (4) ガス事業会計規則（収益認識基準）の進捗について

今年度中に改正予定だが、パブコメ等の日程は決定していないことを説明した。

### (5) 「Q&A」第2ステップ⇒手引書概要について

ガス小売事業の申請・届出について1例（ガス小売事業登録申請書記入例）をあげて説明した。また、協会ホームページに様式集は掲載しているが、今後、様式毎の記入例も掲載していくことを説明した。

### (6) 営業事例集について

協会ホームページには事業者から提出された全ての営業事例を掲載しているが、中小事業者に参考となる事例に絞って掲載しなおすこととする。

### (7) クイズキャンペーンお客様コメントの集計について

「家族構成」「コミガスのメリットの内、興味のあるもの」「自由意見」等について全国ベースで集計したものを紹介した。また、支部毎に集計したものを各支部に送付することとする。

**(8) コラボ活動について**

「アイシンエネファーム停電ライブデモ」、「おうちで親子クッキングチャンネル」を紹介した。

**(9) 事業用原料の需給・価格変動等について**

事業用原料の需給・価格動向等（海外マーケット動向）について、兼委員より説明された。

**(10) 【意見収集】 集合住宅 1 棟への複数事業者によるガス供給について**

標記の件について事業者より問い合わせがあり、業務委員各社の実態とこの事例に対する意見の提出をお願いした。

**(11) その他**

- ・ 次回の第 5 回業務委員会については 1 月 21 日に予定していたが中止とする。

以 上

業 務 委 員 会 関 係  
2020年度 第 6 回 (2021/3/10)  
審 議 概 要

I 審議事項  
特になし。

II 報告事項

(1) ガス事業制度検討WG (第15・16回) について

「改正ガス事業法の施行状況等にかかる検証」「熱量バンド制に関する検討」について、実施状況および今後の課題等の審議概要を事務局より説明した。

(2) 2050年に向けたガス事業の在り方研究会 (第5回) について

地方ガス事業者がいかに持続的経営を行うかを基本テーマとし、地方創生の要としての役割を果たしている好事例を紹介したことを説明した。

(3) 2021年度事業計画案 (業務関連) について

協会の「2021年度事業計画書(案)」を基に、業務関連の事業概要を事務局より説明した

(4) 経過措置料金規制指定団地の指定解除について

2021年6月1日までに見込まれる指定団地数・自由化団地数及び特別な事後監視対象団地数の推移について事務局より説明した。

(5) 特別な事後監視について

電力・ガス取引監視等委員会から発表された「ガスの特別な事後監視について(令和2年度第1四半期)」について、事務局より説明した。

(6) 営業事例集のホームページ掲載について

現状の協会ホームページには事業者から提出された全ての営業事例を掲載しているが、今後は中小事業者に参考となる事例に絞って掲載することとした。その掲載イメージを事務局より説明した。

(7) コラボ活動について

2020年度活動報告、2021年度活動計画および予算について事務局より説明した。

(8) 事業用原料の需給・価格変動等について

事業用原料の需給・価格動向等(海外マーケット動向)について、兼委員より説明された。

(9) その他

- ・第3回業務委員会(地方開催)について、現状での予定を事務局より説明した。

以 上

技術委員会関係  
2020年度 第3回(2020/10/15)  
審議概要

【第3回技術委員会審議概要】

1. 事故事例研究

以下の事故につき、事務局より、事故事例の報告があった旨報告した。

- ① 6月16日東北支部で発生した他社工事による本管破損に伴う供給支障
- ② 4月25日中国支部で発生した浴室内設置風呂釜（BF）の爆発着火
- ③ 4月1日九州支部で発生した他社工事による灯外内管破損に伴う着火負傷

2. 2020年上期ガス事故発生状況について

事務局より、上期（1月から6月）におけるガス事故については、製造段階0件、供給段階3件（すべて他工事）、消費段階2件であり、合計5件であることを報告した。

3. 「豪雨・水害対策マニュアル」の作成状況について

事務局より、地震編及び水害編から成る災害対策マニュアルを作成するため、現在、水害編について案を作成していることを報告した。なお、地震編については現行の地震防災対策マニュアルを収める予定。

4. 「業務と保安・技術のQ&A」の作成状況について

事務局より、標記図書に関し、改正ガス事業法や液石法との整合化に関する事項等について改訂するため、現在、案を作成していることを報告した。

5. 産業保安に係る規制の見直しに関する意見募集について

事務局より、ガス安全室から依頼のあった標記意見募集について、技術委員から意見を募集した結果を踏まえ、以下のとおり回答することを報告した。

- ① 消費機器調査（開栓を除く）において、法定対象機器がない場合に、現状では、需要場所に何い、機器の設置が無いことを確認しているが、新型コロナウイルス感染拡大による特例承認措置で認められた消費者への問診による確認を今後も可としてはどうか。
- ② ガス工作物の技術基準適合維持義務について、一般ガス導管事業者の責任区分範囲を見直す。（敷地境界が公共道路と住宅敷地の敷地境界線となっていることに対し、一般ガス導管事業者の保安責任区分がお客様敷地内の末端ガス栓まで及んでおり、本来、競争原理が働くべきお客様敷地内のガス工事や保安業務が一般ガス導管事業者の独占状態となっている。）
- ③ 一定の安全装置を搭載した燃焼器を使用している使用者に対して、集中監視システムを設置した場合は、消費機器調査の頻度を延長するなどの規制緩和を行ってはどうか。

6. 「今後の台風・豪雨対応の向上に向けた取組について

事務局より、標記取組に関する会員事業者からの質問を基にQAを作成したことを改めて報告した。また、ガス安全室からの協力依頼をもって9月から対応を開始しており、台風等により

実際に運用した事業者があることから、更なる意見等を募集した。

#### 7. 日立金属製のポリエチレン管 EF 継手について

事務局より、日立金属製の PE 管 EF 継手について規格に対し不適合品があったこと、また、不適合品に関し強度等性能には問題ないことを説明した。今後、同社では EF 継手について、全品検査後、規格に適合する製品を出荷するため、納入に日数を要する可能性があることから、関係する事業者に注意喚起を行ったことを報告した。

以上

技術委員会関係  
2020年度 第4回(2020/12/10)  
審議概要

【第4回技術委員会審議概要】

1. 事故事例研究

以下の事故につき、事務局より、事故事例の報告があった旨報告した。

- ① 5月22日北海道支部で発生したガス栓と迅速継手の接続部からのガス漏えいに伴う着火事故
- ② 8月18日関東支部で発生した他工事に伴う灯外内管破損による供給支障
- ③ 6月16日関東支部で発生した他工事業者の灯外内管破損による供給支障事故
- ④ 9月5日九州支部で発生した水道管漏水によるサンドブラスト現象に起因する供給支障事故

2. 第22回ガス安全小委員会の審議概要について

事務局より、第22回ガス安全小委員会の審議概要について報告した。

- ① 次期ガス安全高度化計画の策定について
- ② 規制改革実施計画のフォローアップについて
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策について
- ④ その他（ガス分野におけるスマート保安について）
- ⑤ その他（福島県郡山市爆発事故について）

3. 2020年度経年管対策の進捗状況調査の結果について

事務局より、昨年度に引き続き行った経年内管対策実施状況の追跡調査の結果を報告した。

2019年度末保安上重要な建物の経年内管残存本数は2,292本で、内訳は、民間施設が1,313本、公的施設が979本であった。2020年度末において1,860本の見込みであり、今後とも粘り強い改善折衝が必要である。

4. 2020年度保安向上キャンペーンの実施結果について

事務局より標記キャンペーンの実施結果を報告した。

- ① 実施率 93.2% (1,285社中 1,198社)
- ② 勉強会実施状況 (参加人数)
  - ・他工事事故防止 22,118人 (内委託先1,692人)
  - ・導管工事事故防止 20,860人 (内委託先1,662人)
- ③ まとめ
  - ・報告時点における供給段階のガス事故は5件であり、うち4件が他工事事故となっている。引き続き粘り強く周知啓発等に取り組んでいく必要がある。

5. 福島県郡山市での爆発事故の発生を受けた注意喚起について

事務局より、ガス安全室から、業務用厨房施設における灯内内管の調査に関する要請について報告した。

## 6. 2021 年度事業計画の基本方針について

事務局より、2021 年度の事業計画の基本方針を説明し、委員の了承を得た。

- ① 保安規制遵守のための周知・啓発
- ② ガス安全高度化計画の周知啓発
- ③ 技術・保安水準の向上
  - ・ガス事故防止対策
  - ・経年管対策
  - ・防災体制の整備・充実
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策

## 7. (株) パロマ製ビルトインコンロの点火不良について

事務局より、(株) パロマ製のビルトインコンロの点火不良について、対象機種や対応等について (株) パロマから報告があったことを説明した。

以上

技術委員会関係  
2020年度 第6回(2021/3/11)  
審議概要

【第6回技術委員会審議概要】

1. 事件事例研究

以下の事故につき、事務局より、事件事例の報告があった旨報告した。

- ① 7月15日北海道支部で発生したBF式風呂釜使用に伴う引火物損事故
- ② 8月10日東北支部で発生した他工事による灯外内管破損でのガス漏洩
- ③ 10月18日東北支部で発生した宅地内他工事による灯外内管破損に伴う供給支障事故
- ④ 9月30日関東支部で発生した灯外内管からの漏えいによる特定製造所バルブ閉止に伴う供給支障
- ⑤ 10月13日関東支部で発生したBF式風呂釜使用に伴う引火物損事故
- ⑥ 12月15日関東支部で発生した特定製造所内バルブの誤操作による供給支障
- ⑦ 9月18日東海支部で発生した敷地内他工事損傷に起因する供給支障
- ⑧ 12月3日近畿支部で発生した敷地内他工事による灯外内管破損漏えいに伴う交通困難事故
- ⑨ 12月4日近畿支部で発生した他工事による供給管破損に伴う避難・交通困難事故
- ⑩ 12月25日四国支部で発生した灯外内管撤去工事中の火災事故について
- ⑪ 11月19日九州支部で発生した漏えいしたガスに起因するマンホール爆発事故

2. 第23回ガス安全小委員会の審議概要について

事務局より、第23回ガス安全小委員会の審議概要について報告した。

- ① ガス安全高度化計画の取組状況について
- ② 次期ガス安全高度化計画の策定について
- ③ その他（保安規制の見直しについて、福島県沖を震源とする地震の被害状況について）

3. 2月13日に発生した福島県沖地震について

事務局より、2月13日に発生した福島県沖地震についてコミュニティーガス団地に係る被害状況について報告した。

- ① 震度5弱以上を観測した地域に存するコミュニティーガス団地：422団地
- ② 被害を受けた団地：2団地
- ③ 復旧状況：14日中には仮設供給を開始し、ガス供給を再開した。

4. 2020年コミュニティーガス事業に係るガス事故発生状況について

標記について事務局より2020年のガス事故状況を説明した。

ガス事故発生総件数は19件であり、前年（20件）より1件の減少であった。内訳では、製造部門1件（前年同数）、供給部門13件（前年比5件減）、消費部門5件（前年比4件増）であった。

5. 2020年度ガスと暮らしの安心運動の実施結果について

標記について事務局より実施結果について説明した。

会員事業者の約 98%より運動報告の提出があり、各支部会員の主だった運動内容を報告した。また、取替が必要とされる消費機器については、まだ、開放式湯沸器が約 210 台、ガスコンロ約 3,000 台そして風呂釜が約 830 台残っている状況であった。

#### 6. 2021 年度保安諸運動の実施について（審議事項）

事務局より、2021 年度の保安向上キャンペーン、ガス警報器等設置促進運動及び保安点検検査推進運動の実施について説明し、委員の了承を得た。

##### ① 保安向上キャンペーン

「他社工事事故の防止」と「導管工事の安全施工」を柱とし、6 月 1 日から 8 月 31 日までの 3 ヶ月をキャンペーン期間として展開する。

##### ② ガス警報器等設置促進運動

需要家先及び業務用厨房での CO 中毒事故再発防止の観点から普及促進に努めることとする。

##### ③ 保安点検検査推進運動

保安向上キャンペーンとあわせて社内関係者のみならず関係会社従業員も含めて運動を推進する。

#### 7. 2021 年度事業計画（技術・保安関係）（案）について（審議事項）

2021 年度事業計画（案）を事務局より説明し、委員の了承を得た。

- ① 保安規制遵守のための周知・啓発
- ② 次期ガス安全高度化計画の周知・啓発
- ③ ガス事故防止及び保安運動の展開
- ④ 経年管対策及びガス工作物の維持管理
- ⑤ 防災体制の整備・充実
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策

以上